

鹿児島県児童クラブ連絡協議会第9回総会



と き 2015 (平成27) 年6月14日 (日)
 ところ 鹿児島市「県青少年会館・大ホール」
 (鹿児島市鴨池新町1番8号/県庁前向い)



児童クラブ携帯サイト
 (QRコード)です。
 ブックマークに登録を!

日 程 13:00～ 受 付
 13:15～ 開 会 会長あいさつ
 13:20～14:10 第9回総会
 議長選出あいさつ
 来賓あいさつ
 第1号議案 2014年度活動の報告
 第2号議案 2014年度決算と会計監査報告について
 第3号議案 2015年度事業計画と予算(案)について
 第4号議案 役員改選 新旧役員あいさつ
 その他
 閉会あいさつ

【第二部】総会記念講演会

14:00～ 受 付
 14:30～ 開会あいさつ
 14:35～16:00 記念講演 永松 範子さん(横須賀市学童指導員)
 16:00～16:30 意見交換
 16:30 閉会あいさつ

学童保育の課題と2014年度活動の報告

はじめに

共働き・一人親家庭等の増加、放課後の安全な生活が求められていること、子どもの生活や育つ環境が厳しくなっているなかで、子どもたちが安全に安心して生活できること、保護者と連携を図りながら子育てをする施設である学童保育（放課後児童クラブ）に対する期待がますます高まっています。

政府は、「放課後子ども総合プラン」で学童保育の量的拡大の目標を定めました。さらに、子ども・子育て支援新制度において、学童保育を「地域子ども・子育て支援事業」（市町村事業）として位置づけて、そのために必要な財政措置を図ることとされています。

しかし、児童福祉法上では、「市町村の責任が『利用の促進の努力義務』となっていて、明確にされていない」こと、「最低基準は、指導員の資格と配置基準が『従うべき基準』となっているのみで、施設や運営に関する他の項目が市町村に任されている」ことや、公布された省令は学童保育の質的な拡充を図るうえでは不十分な基準もあること、「財政措置が一括交付金となっていて、学童保育に確実に補助されるのか明確ではない」ことなど、危惧される課題もあります。

鹿児島県児童クラブ連絡協議会では、国の新しい子育て支援策の動きと県及び市町村の学童保育施策の課題等一特に広域行政としての鹿児島県の役割と事業主体である市町村の責務について、県の少子化対策課との意見交換、自治体アンケートや各級議員のみなさんとの学習会開催等を取りくんできました。

また、おおすみ・霧島・薩摩川内につづく県内4つ目の奄美地区児童クラブ連絡会が2015年2月1日に発足しました。ブロック別研修会は11月に北薩地区・奄美地区でとりくみ、3月の新年度を控えての指導員・学童保育研修会には未加盟クラブから多くの指導員の参加がありました。

1. 学童保育をめぐる現状と課題

学童保育は毎年確実に増え（2014年5月現在、2万2096か所—全国学童保育連絡協議会調べ）、93万3535人の小学生が学童保育を利用しています。

鹿児島県内では、19市・20町・1村で401か所（前年比24増）、入所児童数は1万4406人（前年比954人増）となっています。共働き家庭の増などを背景に、本県でも児童クラブ（学童保育）の設置数は年々増加していますが、本県における学童保育の現状は、全国調査による設置率平均が106.0%（1校区に複数の学童保育があります。）であるのに対して、鹿児島県の設置率は75.0%で、最下位に属します。

必要とされる場所に学童保育ができていない実態にあり、行政による助成や施策の違いもあって地域格差も大きいものがあります。

本県の学童保育の現状と課題では、以下のような点が指摘されます。

- ① 本県では過疎地域が多いなか、小規模児童クラブ（10人以下）への補助がない自治体がほとんどで、その運営は一層厳しいものがあります。
- ② 本県は、全体として児童クラブ（学童保育）が形成されてきた歴史が浅く、まだまだ過度期にあり、認知度も低いのが現状です。施設運営者（放課後児童健全育成事業者）にあっては、まず、学童保育について行政、地域や学校、そして保護者との連携と相互理解を進めていくことが強く望まれます。
- ③ 運営面では、まず人件費（賃金、福利厚生費等）の確保は急務です。補助金の増額はもちろんのこと、支給時期・方法の統一と安定性が求められています。とりわけ、年度初めの数ヶ月は運営資金の確保に苦労している児童クラブが多く、施設運営者（放課後児童健全育成事業者）の個人持ち出し・立て替えや賃金支給の延滞等も起きています。

また、年間を通した入所児童数の暫減、特に途中退所児童の増加による影響も大きいものがあります。

一人親家庭や非課税世帯への保育料に対する公的な助成制度（市町村の財政負担への助成措置）も必要とされません。

- ④ 指導員は、年間を通して特殊な変則勤務になる場合が多く、非常勤やパート・アルバイトに頼らざるを得ないのが実状です。その労働条件や待遇は厳しく、勤務年数も短くなっています。研修活動の充実等による人材育成も含めて、指導員が安心して継続的に働ける学童保育とすることが必要です。

県が行う指導員の現任者研修では、保育園併設の児童クラブには研修会案内がありますが、運営委員会や保護者会・NPO法人等の児童クラブへの研修案内がなされてきていません。また、研修参加に対する時間的余裕や財政負担がありません。

- ⑤ 施設面では、老朽化した民家借用やプレハブ施設等もまだ多くあります。児童が安心・安全に放課後を過ごすのにふさわしい施設・設備の改善を多くの施設運営者が切望していますが、その資金確保は現状としてなかなか厳しい状況にあります。施設整備のための補助金の枠拡大や条件緩和が必要です。
- ⑥ 大規模児童クラブの解消（分割等）もなかなか進んでいません。「児童クラブは40人を適正規模」とする国・厚労省の方針と予算措置はあっても、厳しい地方自治体の財政状況が「壁」になっています。

さまざまな課題を抱えながら、国・県・市町村が学童保育関係者ととともに「よりよい学童保育」を求めて、施策充実に努めさらなる発展を遂げることができるよう、県連絡会のとりくみを充実する中で、自治体への働きかけを強め、安心して子どもを産み育てられる地域、子どもが豊に育つ地域づくりをめざすとりくみをさらに進めていきたいと思います。

2. 2014年度活動報告

2014年

- 6月7日 2013年度県連絡会第7回役員会・運営委員会
(鹿屋市「ホテル大黒」/加来 有川 中村 川元 船隈 田間 続)
- 8日 第8回鹿児島県児童クラブ連絡協議会総会&総会記念講演会
(鹿屋市「リナシティー・かのや」/24クラブ38名 講演会130名)
- 21日 「第7回きりしま学童子どもまつり」(上床運動公園溝辺体育館/15クラブ・686名)
- 7月8日 霧島市議会環境福祉常任委と「子育て支援法」学習会・意見交換会
- 17日 霧島市連協指導員研修会『『気になる子ども』への寄りそい方』
(講師：米衛政光さん・学童支援 ゆめの樹園長/シビックセンター 50名)
- 25日 県連ニュースNo.39発行
- 8月22日 おおすみ学童保育の会・児童クラブスポーツ交流会
(鹿屋市「串良平和アリーナ」/14クラブ500名)
- 26日 第1回県連協役員会(霧島市「福山活性化センター」/加来 畠中 有川 田間 続)
- 9月6-7日 9月全国運営委員会(東京/加来)
- 21日 第39回全国学童保育指導員学校・九州会場(福岡・春日市/952名 鹿児島54名)
- 25日 2014年度県連絡会第1回運営委員会・役員会
(鹿児島市「ボランティアセンター」/加来 有川 小牧 岩元 田間 続)
- 10月10日 全国連協全国運営委員会・2014年度総会(岩手県「はなんプラザ」/加来)
- 11-12日 第49回全国学童保育研究集会(岩手県花巻市・岩手大学/4056名 鹿児島10名)
- 15日 県連ニュースNo.40発行
- 11月16日 奄美地区第1回指導員研修会(奄美市「伊津部小学校」/加来 田間)
- 19日 大久保博文県議との意見懇談会(加来 有川 続)
- 23日 2014年度ブロック指導員研修会・北薩地区
(講師：米衛政光さん/薩摩川内市「セントピア」50名)
- 30日 2014年度鹿屋市学童保育連絡会・公開講座
(講師：山喜高秀さん/鹿屋市・鹿屋東地区学習センター 80名)
- 12月3日 2014年度県連絡会第3回役員会
(鹿児島市「ボランティアセンター」/加来 有川 田間 続)
- 20日 県連ニュースNo.41発行
- 20-21日 2014年12月全国運営委員会「九州・沖縄ブロック会議」(福岡市/加来 小牧)

2015年

- 1月14日 鹿児島県少子化対策課との意見交換(県庁/加来 小牧 有川 中村 田間 続)
- 18日 厚労省育成環境課為石課長による行政説明会(東京/加来)
ー子ども・子育て支援新制度、「放課後子ども総合プラン」国の学童保育に関わる方針、方策、財政措置についてー
- 19日 2014年度県連絡会第2回運営委員会・役員会(第4回)
(鹿児島市「ボランティアセンター」/加来 有川 小牧 岩元 田間 続)

- 1月24日 第5回霧島市子ども・子育て会議（霧島市「こどもセンター」）
 2月1日 奄美地区児童クラブ連絡会結成祝賀会（奄美市「サンプラザホテル」／加来 田間 池田 宝満）
 7-8日 2015年2月全国運営委員会（東京／加来）
 10日 県連ニュース No.42 発行
 10日 2014年度県連絡会第3回運営委員会・役員会（第5回）
 （鹿児島市「県青少年会館」／加来 畠中 有川 中村 川元 船隈 小牧 下園 岩元 池田 田間 続）
 20日 放課後児童支援員の都道府県認定資格研修に係る検討会（県庁／加来 有川 田間 続）
 21日 「子ども・子育て支援新制度」学習会（県青少年会館／30名 加来 有川 池田 宝満 田間 続）
 22日 指導員学校・九州会場の準備会（福岡市／加来 田間）
 3月15日 2014年度第8回新年度を控えての指導員・学童保育研修会
 （鹿児島市「県青少年会館」／54クラブ 135名）
 4月2日 県庁少子化対策室へ（県庁／有川 続）
 10日 県連ニュース No.43 発行
 11-12日 2015年4月全国運営委員会（東京／加来）
 5月9-10日 全国合宿研究会・5月全国運営委員会（大阪／加来）
 19日 2014年度県連絡会第4回運営委員会
 （鹿児島市「県青少年会館」／加来 有川 小牧 下園 池田 田間 続）

■ 2014年度各種研修会参加者集約

日程	地区名	参加者	日程	地区名	参加者
2014年6月8日 第8回総会記念講演会 講師：広木克行	霧島	35	2014年11月23日 ブロック別指導員研修会 講師：米衛政光	薩摩川内市	31
	鹿屋市・肝属	71		出水市	7
	薩摩川内	8		いちき串木野・日置	3
	志布志・曾於	7		霧島市	3
	南さつま	2		奄美市	3
	日置市	4	2014年11月16日	奄美市	27
	始良市	1	奄美地区指導員研修会	喜界町	2
				龍郷町	4
				瀬戸内町	2
	計	128		計	82
日程	地区名	参加者	日程	地区名	参加者
2014年11月30日 鹿屋市学童保育連絡会・ 公開講座 講師：山喜高秀	鹿屋市	80	2015年3月15日 第8回新年度を控えての 指導員&学童保育研修会 基調講演：濱田健一 基礎実践講座 理論講座	霧島市	51
				鹿屋市・垂水市	27
				薩摩川内市・さつま町	3
				志布志市・曾於市	14
				始良市	11
2014年7月17日 霧島市指導員研修会 講師：米衛政光	霧島市	50		日置市・いちき串木野市	8
				南さつま・指宿・南九州	16
				西之表市	2
			奄美地区	3	
	計	130		計	135

■ 鹿屋市学童保育連絡会 2013年度「発達障がいの学習会（学童期向け）」

3. 2014年度役員体制

2014年鹿児島県児童クラブ連絡協議会役員名簿					
	氏名	所属	連絡先	FAX E-mail	ブロック・地域連協
会 長	加来 宗暁	高陵寺学童クラブ	0995-59-2232	0995-59-2924	始良・伊佐
副 会 長	畠中 親徳	高山学童クラブ	0994-65-1308		肝属
	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	099-477-0568	099-447-0518	曾於
	花木 広昭	障害児学童「ひまわり」			障害児保育 鹿児島連
	折橋 喜典	しもづる児童クラブ	0996-82-0030	0996-82-0130	北薩
事務局長	続 博治	宮内児童クラブ	0995-43-8135	0995-73-5522	始良・伊佐
事務局次長	有川 文人	寿学童育成クラブ	0994-40-0963	0994-40-0961	肝属
	中村 雅之	根占学童ひまわりクラブ	0994-24-5656	0994-24-5656	肝属
運営委員	川元 和朗	笠之原児童育成クラブ	0994-42-2919	0994-43-9355	肝属
	船隈 洋見	こぼと児童クラブ	0994-42-4480	0994-42-4440	肝属
	藤園 智信	花岡児童育成クラブ	0994-46-3764	0994-46-2355	鹿屋
	野平 稔泰	わかば児童クラブ	0994-44-5234		鹿屋
	小牧 利明	黒木わいわいクラブ	0996-55-1960	0996-55-1960	北薩
	花木 正斉	大口市障害児学童クラブス テップ	0995-22-5308	0995-22-2625	始良・伊佐
	新宮 邦久	なんこう放課後児童クラブ	099-476-0025		曾於
	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	099-477-0568	099-447-0518	曾於
	木佐貫さつき	内山田フレンドクラブ	0993-52-3634	0993-52-3281	南薩摩
会 計	田間美沙緒	青葉児童クラブ	0995-45-7800	0995-45-7800	始良・伊佐
会計監査	東 潮	向花小児童クラブ	0995-45-8785	0995-45-8785	始良・伊佐
	鶴園 啓太	にしはら学童育成クラブ	0994-45-5215		鹿屋
月刊『学童ほ いく』誌担当	池田まゆみ	上小川児童クラブ	0995-50-3840	0995-50-3840	始良
	川添 房子	花岡児童育成クラブ	0994-46-3764	0994-46-2355	肝属
	木佐貫里美	寿学童育成クラブ	0994-40-0963	0994-40-0961	鹿屋
	小牧恵美子	黒木わいわいクラブ	0996-55-1960	0996-55-1960	北薩
	木佐貫さつき	内山田フレンドクラブ	0993-52-3634	0993-52-3281	南薩
	会計:岩元 順子	向花小児童クラブ	0995-45-8785	0995-45-8785	始良

学童保育の充実を

子育て支援新制度に備え研修

奄美市名瀬

地域連絡協結成の提案も

2014年度奄美地区学童保育指導員研修会が16日、奄美市名瀬の伊津部小学校であった。奄美大島や喜界島で学童保育に携わる40人が参加。15年度から子ども・子育て支援新制度が始まることを見据え、講師の県学童クラブ連絡協議会の加来宗暉会長は「現状では公的責任が不十分。ぜひ地域連絡協議会を結成して、声を上げてくださ」と呼び掛けた。

研修では同協議会事務局の田間美沙緒さんによる、指導員の仕事についての実践指導もあった。

奄美群島では学童保育に関する連絡協議会が組織されておらず、研修会の開催は今回が初めて。

加来会長は学童保育の現状について▽最低基準がない▽指導員の処遇が悪い▽学童保育を必要とする親が増えている―などを整理。新制度発足に伴



い、県の指導員資格認定研修が必要になるが「研修を呼び掛ける16日、奄美市名瀬

連絡協議会の必要性を訴えた県学童クラブ連絡協議会の加来会長

2015年2月2日 南海日日新聞

児童クラブ連絡会結成

奄美市で祝賀会

奄美初、9クラブが連携

奄美市名瀬地区、同東城(住用)地区、瀬戸内町古仁屋地区の9児童クラブ(学童保育)はこのほど、「奄美地区児童クラブ連絡会」(川内美和子会長)

を結成した。群島内の連絡会結成は初めて。1日、同市名瀬で結成祝賀会を開き、指導員や保護者ら約100人が活動の充実に向けて思いを新たにしていた。

児童クラブは、共働き世帯などの小学生を放課後預かる事業。同会によると群島内では保育所が関わるクラブも含め、現在22団体が活動している。奄美に先駆け連絡会が活動する県本土からの働き掛けを受け組織化。加盟9クラブの利用児童は約300人になる。



奄美初の児童クラブ連絡会結成を祝う参加者1日、奄美市名瀬のホテル

祝賀会は、山喜高秀「の子育て」の演題で記志学館大学教授が「一念講演。行政関係者

らが結成を祝い、伊津部小学校さきさなみバンドの演舞が花を添えた。

川内会長は「奄美でも一人親や共働き世帯は多い。少子化の一方、児童クラブの需要は年々高まっている」として、「これまでは各クラブ手探りで独自に活動してきた。連絡会で横のつながりが深まる意義は大きい。指導員を中心に合同研修会を開くなど、クラブの枠を超えて悩みを共有し、同じ思いで活動に取り組みたい」と語った。

2014年度決算と会計監査報告について

鹿児島県児童クラブ連絡協議会2014年度収支決算

収入の部

2014年4月1日～2015年3月31日

科 目	2014年度予算	2014年度実行額	差引額	摘 要
前期繰越金	36,870	36,870	0	2013年度繰越金
会 費	604,000	600,000	△ 4,000	1万円×55クラブ 5千円×8クラブ 2千円×5クラブ
参加費	200,000	173,700	△ 26,300	6/8総会・記念講演会(鹿屋市) 11/23ブロック別指導員研(北薩) 3/15指導員研修会(鹿児島市)
雑収入	175,130	144,028	△ 31,102	月刊学童ほいく還元金、利息ほか
書籍売り上げ		114,500		総会講演会講師書籍売り上げ
寄付金	1,000	3,000	2,000	
合 計	1,017,000	1,072,098	55,098	

支出の部

科 目	2014年度予算	2014年度実行額	差引額	摘 要
全国連協会費	30,000	30,000	0	全国連加盟負担金 2014年度会費
事務消耗・需用費	30,000	5,745	24,255	事務用品費 消耗品費
	20,000	103,782	△ 83,782	書籍代(講師講演時書籍代)
会議費	50,000	86,742	△ 36,742	会場費(総会、ブロック別指導員研修会)、茶菓子代ほか
旅費	130,000	0	130,000	県連役員会・運営委員会旅費
通信・印刷費	250,000	256,921	△ 6,921	郵メール・切手・ハガキ・振込手数料、携帯HP維持経費、総会・研修会資料・ニュース作成印刷等
活動・研修費	200,000	266,840	△ 66,840	総会記念講演会・指導員研修会講師旅費、事務文書作成費
事務局費	300,000	300,000	0	14年度事務局活動費
予備費	7,000	0	7,000	
合 計	1,017,000	1,050,030	△ 33,030	

(前期繰越金) 36,870 (収入合計) 1,035,228 (経費合計) 1,050,030 差引次期繰越金 22,068

通帳残高22,068

(2015年3月31日現在)

未払い費用 旅費 63000円 差引額 △ 40,932円

2. 会計監査報告

別紙

2015年度事業計画と予算(案)について

はじめに

学童保育の必要性と期待の高まりのなか、また、私たち学童保育関係者の長年の運動と社会的な合意づくりのなかで、国の制度や市町村の施策は、1997年の法制化以来の大きな変化が起きています。

子ども・子育て支援新制度に基づき2015年4月から、国の学童保育の制度、市町村の学童保育施策が大きく変わることになり、また、政府は学童保育の受け皿を5年間で30万人増やすという目標を掲げた「放課後子ども総合プラン」の推進を図ろうとしています。

国の学童保育制度および予算措置は、私たちの求める制度や予算措置から見て、不十分な点も多々あるもので、今後もよりいっそう国に対して、私たちの求める学童保育の制度と予算措置を求めていく運動が必要です。

具体的には、学童保育を児童福祉施設として位置づけること、市町村の責任を明確にした制度とすること、基準を大幅に引き上げていくこと（職員の資格水準の引き上げ、施設・設備の基準水準の引き上げ、支援の単位と職員配置基準と施設基準を明確化など）、指導員の常勤配置の基準化、指導員の研修体系水準の引き上げ、よりよい運営指針づくり、そして、これらが具体的に実現できる財政措置を求めていくことが必要です。そのための社会的な合意づくりと、学童保育が役割を果たせるようよりよい学童保育づくりを進めていく必要があります。

同時に、国の制度の不十分さからくる問題点を解決して、市町村が学童保育施策を私たちが求める施策となるよう、市町村に働きかけていく運動が強く求められています。

特に、新制度導入までに十分な準備ができていなかったり、よりよい学童保育をつくっていくという意識や位置づけが低い市町村も少なくないなかで、私たちが求める学童保育のあり方、条例で定めた学童保育の基準の意義、実施主体としての市町村の役割と責任を明確にして、学童保育への理解も高めながら、働きかけていくことが重要となっています。

十分な準備ができていなかったり意識や位置づけが低かったりすることの結果、事業計画作りに当たってのニーズ調査がなおざりにされていたり、学童保育の基準条例の制定に当たって、現状より低める基準としたり、省令や国の通知の勝手な解釈で、できるだけ学童保育の改善を避けようとする動きがあったり、予算措置を十分にしていないことなどが見られます。

新制度に基づき学童保育を実施していく責務を負っている市町村で、さまざまな問題が起きていることはないのかを検証して、私たちが求める学童保育施策の推進につなげていかなければなりません。

1. 具体的な課題と活動の柱について

具体的には、以下の課題について、検証を行い、学童保育を拡充させていくための働きかけが必要です。

- ① 市町村は事業計画を立てて計画的に整備していかなければならなくなりましたが、果たして計画は学童保育のニーズ、現状の改善を図るものになっているのかどうかを検証し、よりよい事業計画への変更させていくこと（計画の見直し、5年後の課題につなげる）。
- ② 実施主体としての市町村の責任をしっかりと自覚して、市町村の責任で学童保育の量的拡充、質的な拡充を図ろうとしているのかを検証し、事業者責任に責任転嫁をさせず市町村の責任を果たしていくような働きかけること。
- ③ 学童保育の基準を定めた条例が、国の基準より低い基準になっていないか、これまでの現状を下げない基準となっているのか、学童保育の改善を図る基準となっているのかを検証し、基準の精神・主旨を踏まえて実施させていく働きかけること。
- ④ 予算措置が、これまでの予算措置を下回らないのは当然として、国の補助金（交付金）の補助単価の引き上げにそって引き上げられているのか（市町村の負担分は予算化）、さらに市町村としての独自の上乗せがされているのかを検証し、十分な予算措置を行う働きかけること。
- ⑤ 「地方版子ども・子育て会議」は、関係者の参画のもとに、新制度施行までの必要な事業計画づくり、基準づくり、市町村としての子育て支援方策について、検討する組織でしたが、それが学童保育に関わっては十分な機能してきたのかどうかの検証を行い、関係者の参画のもとに「PDCAサイクル」を活用した子育て支援や学童保育の制度の拡充を担保する組織となっていくような働きかけること。
- ⑥ 指導員の認定資格研修実施のための市町村の役割（取りまとめだけではなく、参加の保障なども）、現任研修が市町村の役割として市町村への補助金を活用した実施、常勤指導員の配置など、指導員の処遇の改善に関わ

る市町村としての役割（常勤配置ができる補助金額の国への申請など）などについて、市町村が役割を果たしているかどうかを検証し、指導員に関わっての市町村の役割・責任を求める働きかけること（運営指針づくりの課題も含む）。

- ⑦「放課後子ども総合プラン」に関わって、強引な「放課後子ども総合プラン」の推進や学童保育の学校内化や放課後子供教室の「一体型」の実施、さらには、放課後子供教室との「一体化」、全児童対策事業との「一体化」など、「放課後子ども総合プラン」の推進を口実として学童保育の後退や問題を生み出していないかの検証を行い、学童保育の拡充ではなく「放課後子ども総合プラン」の推進が本当に必要なのか、推進するのであれば学童保育を拡充する方向での実施とさせていく働きかけること。

以上をふまえ、

市町村において、新制度導入後にどのような動きがあり、改善が進んだり、問題や課題が生まれているのかを確かめあい、学童保育の拡充のための課題を明らかにしていきます。

また、都道府県については、新制度では、人材育成、人材確保が重要な役割を持つこととなり、また、財源としても3分の1の負担、広域行政としての市町村への支援が役割となっていることについて、新制度後に都道府県がこうした役割、責任を果たしているのかを検証し、都道府県としての役割、責任を果たすよう働きかけの課題も探る必要があります。

2. 積み上げてきた実践と成果を土台に、さらに大きく着実な一歩を踏み出そう！

今日、子どもは大変厳しい状況におかれています。しかし、学童保育はそうした中でも児童数が増え、内容の面でも期待が寄せられています。「評価の目にさらされない学童保育の生活は、自分たちで考え運営する体験ができる場所なのです。働く親たちの子育てを支え、子どもたちにかげがえのない『子ども時代』を保障する可能性を、学童保育はたくさん持っているのです」（『日本の学童ほいく』2013年4月号より）と学校の先生からも学童保育への期待が寄せられています。

一人ひとりの子どもに寄り添い、丸ごと受け止め、理解しようとする、人と人を紡いでいくこと、学童保育で大切にしてきたこうした営みは、東日本大震災や全国各地での実践でそのことが確認できてきています。いま、学童保育の実践と運動がつくりあげてきた次のような貴重な財産をさらに発展していくことは、ますます重要になっています。

- 私たち自身が学童保育の現場で豊かな実践と運営を積み重ねながら、私たちが求める学童保育と、その必要性を社会的な合意にしてきたこと。国や自治体の動向をていねいにつかみながら、ねばり強く要求と運動をつくってきたこと。
- 運動の推進力の基本として、保護者同士、保護者と指導員の共同の組織である父母会（保護者会）や連絡協議会をつくってきたこと。父母会（保護者会）で保護者と指導員が協力・協同しながら「私たちが求める学童保育とは」を絶えず確かめてきたこと。父母会（保護者会）と連絡協議会を活性化し、足元から具体的にていねいな運動を展開してきたこと。
- つくり運動・改善運動・内容充実の運動を強力に推進し、自治体の施策の確立と国の制度確立の運動を統一させながらねばり強く運動してきたこと。

全国連絡会や県連絡会を通じてとりくんできたこれらの運動と実践の成果を土台に、さらに大きく着実な一歩を踏み出していきましょう。

3. 鹿児島県児童クラブ連絡協議会の2015年度 重点課題について（案）

（1）学童保育の量的・質的な拡充を求める。

- ①学童保育を児童福祉法第7条の児童福祉施設として位置づけ、市町村の実施責任を明確にし、必須事業として位置づけるよう、厚生労働省に強く働きかけます。
- ②「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」で世論と社会的な合意作りにとりくみます。「学童保育の保育指針（案）」の改定を進めます。
- ③適正規模の学童保育を、小学校区に必要な数だけ設置するとりくみを強めます。

（2）「子ども・子育て支援新制度」導入にあたり、事業計画策定において学童保育のあるべき姿の実現を働きかける。

- ①自治体の実施責任を明確にするため、少なくとも委託として実施できるように働きかけます。

- ②学童保育の最低基準を明確にするよう、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を以って働きかけます。
- ③財政措置を明確にし、学童保育施策に確実に予算がまわるよう働きかけます。
- ④「市区町村事業」が強調されるなか、都道府県の責任があいまいにならないよう、国交付要綱に基づく都道府県負担分の予算確保をはじめ、広域自治体として当該地域全体の底上げにつながる施策の実施を働きかけます。

(3) 学童保育の役割と指導員の仕事を明確にし、労働条件の抜本的改善を求める。

- ①学童保育の役割と指導員の仕事を明確にします。
- ②専任・常勤指導員の常時複数配置や公的な研修制度の創設・拡充を求めます。
- ③指導員の労働条件改善にとりくみます。
- ④指導員の学習・研修を充実し、実践を交流するとりくみを強めます。
- ⑤学童保育と「全児童対策事業」や「放課後子ども教室」との「一体化」ではなく、それぞれの事業が拡充され、相互の連携が図られるよう要望していきます。

(4) 連絡協議会の組織強化と保護者会活動の活性化にとりくむ。

- ①市町村連絡協議会の実情を把握し県連絡協議会の交流を深め、組織強化にとりくみます。
- ②保護者会に現れる保護者のさまざまな現象を把握し、研究を深め、保護者会運営に役立てる活動の強化にとりくみます。

(5) 『日本の学童ほいく』の普及拡大を進める。

- ①保護者・指導員の「全員購読」を目標に一人ひとりへの購読を働きかけます。
- ②『日本の学童ほいく誌』を活用した学習会や定例会議での読み合わせなど企画していきます。
- ③鹿児島県の目標冊数を、400冊とします。

(6) 学童保育推進のための推進議員連盟について

他都道府県においては、「学童保育推進のための推進議員連盟」が作られてきています。超党派による本県の議員連盟結成に向けて、県議会や市町村議会の議員との研修会や連携のための「場」づくりを進めていきます。

(7) さらに「あつてよかった県連絡会」をめざして

9年目を迎えた県連絡会として、地域の実態を把握する調査を行うとともに、それぞれの地域や児童クラブの現状を踏まえた学童保育の充実を図ります。

- ①情報宣伝活動—子育て“ひろばづくり”ネットワーク—児童クラブ「子育てネット」のHPと携帯サイト充実、メール会員登録によるメーリングリストの構築、IT化の促進、県連絡会ニュースの発行
- ②地域連協等・児童クラブの相談活動
- ③『日本の学童ほいく』誌の活用と購読の拡大

ブロック研修会において、『日本の学童ほいく』誌を活用したとりくみにより購読数の拡大をすすめます。研修会では、『学童ほいく』誌からテーマを地域連協ごとに設定していきます。

(8) 県連絡協議会としての活動に必要な財源を確保するために

- ①加盟児童クラブ数を増やし、会費収入増をはかります。
- ②『日本の学童ほいく』誌の普及拡大を行い、雑誌還元金の増額をはかります。
- ③『テキスト・指導員の仕事』等の全国連協発行の図書を販売します。
- ④有益な研修会・学習会等を開催し、参加者を増やして参加費増をはかります。
- ⑤各種調査研究活動を請負で実施する道を検討します。
- ⑥その他、収入が見込まれる事業活動について検討します。

3, 2015年度鹿児島県児童クラブ連絡協議会行事予定(案)

2015(平成27)年度鹿児島県児童クラブ連絡協議会行事予定(案)

月	県連絡会行事予定	霧島市連絡会行事予定	おおすみ学童保育の会行事予定	薩摩川内市放課後児童クラブ連絡会行事予定	奄美地区児童クラブ連絡会行事予定
4月	・4月全国運営委員会(東京/4月11～12日)	・『ほいく誌』で学ぼう会(4月23日) ・学童まつり「子ども会議」(4月25日) ・第4回役員会(4月27日)	・役員会		
5月	・全国連絡会「5月合宿研」・5月全国運営委員会(大阪市/5月9～10日) ・役員会・運営委員会(5月19日) ・鹿児島県放課後子どもプラン指導員研修会(5月31日)	・学童まつり第3回実行委員会(5月14日) ・会計監査(月 日) ・『ほいく誌』で学ぼう会(5月21日) ・第10回総会(5月31日)	・定期総会(5月30日/鹿屋市学童保育連絡会も同日開催)と児童クラブ・指導員・行政担当者交流会		
6月	・県連絡会第9回総会(6月14日/鹿児島市) ・総会記念講演会(6月14日/鹿児島市)	・『ほいく誌』で学ぼう会(6月11日) ・こどもまつりリハーサル(6月19日) ・第8回きりしま学童こどもまつり(6月20日)	・役員会		
7月		・役員会()	・第1回指導員活動交流会		
8月			・児童クラブスポーツ交流会(ドッジボール大会)		
9月	・県主催「放課後児童支援員資格認定研修」(9月1～4日/鹿児島大学) ・9月全国運営委員会(東京/9月5～6日) ・役員会・運営委員会(月 日) ・全国指導員学校九州会場(福岡/9月27日)	・『ほいく誌』で学ぼう会(9月17日)	・発達障がい学習講座①(鹿屋市学童保育連絡会主催・おおすみ共催)		
10月	・鹿児島県への要望書提出	・『ほいく誌』で学ぼう会(10月15日) ・役員会(月 日)	・発達障がい学習講座②(鹿屋市学童保育連絡会主催・おおすみ共催) ・役員会		
11月	・第50回全国学童保育研究集会(11月7～8日/大阪府) ・県主催「放課後児童支援員資格認定研修」(11月9～12日/県大島支庁) ・ブロック別「指導員研修会」(11月22日北薩 23日南薩)	・『ほいく誌』で学ぼう会(11月19日) ・霧島市への要望書提出・市長との懇談会	・発達障がい学習講座③(鹿屋市学童保育連絡会主催・おおすみ共催)		
12月	・12月全国運営委員会(東京/12月5～6日) ・役員会(月 日)	・『ほいく誌』で学ぼう会(12月17日) ・役員会(月 日)	・発達障がい学習講座④(公開・講演会) ・第2回指導員活動交流会		
1月		・『ほいく誌』で学ぼう会(1月21日)	・役員会		
2月	・2月全国運営委員会(東京/2月6～7日) ・役員会・運営委員会(月 日) ・県主催「放課後児童支援員資格認定研修」(2月22～25日/国分シビックセンター)	・『ほいく誌』で学ぼう会(2月18日)	・地区学童保育研修会		
3月	・新年度を控えて第9回指導員・学童保育研修会(3月13日/鹿児島市)	・『ほいく誌』で学ぼう会(3月17日) ・役員会(月 日)	・第3回指導員活動交流会		

4, 2015年度予算(案)について

鹿児島県児童クラブ連絡協議会2015年度収支予算案

収入の部			2015年4月1日～2016年3月31日
科 目	2014年度予算	2015年度予算	摘 要
会 費	604,000	620,000	1万円×56クラブ 5千円×10クラブ 2千円×5クラブ
研修会参加費	200,000	250,000	年3回参加費500円×500人
雑収入	175,130	215,932	月刊「学童ほいく」・全国連絡会書籍等取り扱い手数料・物販取り扱い・利息等
繰越金	36,870	22,068	2014年度繰越金
寄付金	1,000	1,000	課目設定
合 計	1,017,000	1,109,000	
支出の部			
科 目	2014年度予算	2015年度予算	摘 要
全国連協会費	30,000	30,000	2015年度会費として
事務消耗・需用費	30,000	20,000	事務用品・消耗品費等
	20,000	15,000	書籍購入
会議費	50,000	50,000	総会・地域連協会・運営委員会・三役会の会場費
旅費	130,000	130,000	全国・九州ブロック運営委員会参加費など
通信・印刷費	250,000	250,000	携帯HP作成・維持管理費、情報紙等の郵送・印刷費
活動・研修費	200,000	250,000	連絡会研修会(総会記念講演会・地域連協研修会等)、事務文書作成費等
事務局費	300,000	360,000	事務局活動費(2万×12月 1万×12月)
予備費	7,000	4,000	
合 計	1,017,000	1,109,000	

5, 加盟状況

No.	児童クラブ	〒	住所1	住所2	TEL
1	寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
2	第2寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
3	にしはら学童育成クラブ	893-0064	鹿屋市西原1丁目5-16		0994-45-5215
4	ことぶき北学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿3-7-19		0994-45-6822
5	西原台学童育成クラブ	893-0057	鹿屋市今坂町12405-47		0994-44-6577
6	鹿屋学童育成クラブ	893-0009	鹿屋市大手町11-17		0994-42-2663
7	花岡児童育成クラブ	891-2304	鹿屋市花岡町4043		0994-46-3764
8	第1こぼと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801		0994-42-4480
9	第2こぼと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801		0994-42-4480
10	笠之原児童育成クラブ	893-0023	鹿屋市笠之原町47-7		0994-45-4500
11	和光児童クラブ	893-0023	鹿屋市横山町1566		0994-48-2931
12	わかば児童クラブ	893-0014	鹿屋市寿4-8-14		0994-44-5234
13	上小原児童クラブ	893-1605	鹿屋市串良町上小原2621-3		0994-63-4505
14	高山学童クラブ	893-1206	肝属郡肝付町高山前田3839		0994-65-1308
15	根占学童ひまわりクラブ	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北1262		0994-24-5343
16	あいぽーと	899-0138	出水市住吉町32-38		0996-79-3976
17	しもづる児童クラブ	899-0405	出水市高尾野町下水流2759-18		0996-82-0820
18	平佐西児童クラブ	895-0012	薩摩川内市平佐町2934-1		0996-22-8250
19	青山児童クラブ	895-0044	薩摩川内市青山町4194		0996-20-0775
20	可愛(えの)児童クラブ	895-0061	薩摩川内市御陵下町4-30		0996-22-8451
21	黒木わいわいクラブ	895-1504	薩摩川内市祇答院町黒木185		0996-55-1960
22	亀山児童クラブ	895-0065	薩摩川内市宮内町1680	亀山小内	0996-20-4647
23	錦光こすもす少年クラブ	895-2201	薩摩郡さつま町求名2735-7		0996-57-0882
24	東郷児童クラブ	895-1106	薩摩川内市東郷町斧淵299-6		0996-42-1740
25	育英児童クラブ	895-0072	薩摩川内市中郷1丁目41-12		0996-22-2188
26	城上児童クラブ	895-0213	薩摩川内市城上町4515		0996-30-1555
27	樋脇白ゆり児童クラブ	895-1202	薩摩川内市樋脇町塔之原3618-1	樋脇小内	0996-37-3166
28	国分北児童クラブ	899-4351	霧島市国分新町1332		0995-47-5600
29	青葉児童クラブ	899-4301	霧島市国分重久2105-1		0995-45-7800
30	向花小児童クラブ	899-4353	霧島市国分向花町16-14-6		0995-45-8785
31	ドリームクラブ	899-4311	霧島市国分清水1-25-45		0995-46-0789
32	児童クラブユニコーン	899-4332	霧島市国分中央2-4-3	ふれあいの郷2階	0995-47-3525
33	こくぶみなみ児童クラブ	899-4463	霧島市国分下井2109-1		0995-47-3525
34	上小川児童クラブ	899-4316	霧島市国分上小川896-1		0995-71-0850
35	ほのほの児童クラブしげひさのおうち	899-4301	霧島市国分重久738-1		0995-47-1093
36	ほのほの児童クラブ はなむれのおうち	899-4301	霧島市国分重久422-2		0995-45-1048
37	NPO法人「ラルゴ」	899-4322	霧島市国分福島1丁目1-25-1	こどもセンター内	0995-47-1572
38	にじの橋みなと学童クラブ	899-4332	霧島市国分中央5丁目13-70-9		0995-45-1080
39	にじの橋城山学童クラブ	899-4331	霧島市国分城山4-6		070-5695-2484
40	白蓮児童クラブ	899-6402	霧島市溝辺町竹子866		0995-59-2362
41	高陵寺児童クラブ	899-6401	霧島市溝辺町有川13381-1	営農研修センター内	0995-59-2321
42	牧園にこにこ学童クラブ	899-6507	霧島市牧園町宿窪田1372-2		0995-76-1364
43	小野児童クラブ	899-5101	霧島市隼人町小田2468-1		0995-43-6645
44	中津川児童クラブ	899-6505	霧島市牧園町持松976		0995-77-2779
45	とみくま児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝340		0995-43-8513
46	宮内児童クラブ	899-5121	霧島市隼人町神宮3-4-1		0995-43-8135
47	学童保育「のびのび」	899-4501	霧島市福山町福山4930-2		0995-56-2867
48	福山児童クラブ	899-4501	霧島市福山町福山3150-1		
49	児童クラブかがやき	899-5431	始良市西餅田61-6		0995-66-0816
50	障害児学童クラブ ステップ	899-2521	伊佐市大口島巢357-2	健康センター内	0995-22-5308
51	山野児童クラブ	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター	0995-22-1166
52	羽月児童クラブ	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター	0995-22-1166
53	ふれあい児童クラブ	895-2511	伊佐市大口里1842-2	みどり保育園内	0995-22-2611
54	田中児童クラブ	895-2705	伊佐市菱刈重留1526-2	田中保育所内	0995-26-1016
55	なんこう放課後児童クラブ	899-7305	曾於郡大崎町假宿1555-2		099-476-0025
56	おおさき放課後児童クラブ	899-7305	曾於郡大崎町假宿1862		099-476-0049
57	学童寺子屋クラブ	899-7301	曾於郡大崎町菱田1293-5		099-477-0568
58	ちびっこ学童クラブ	899-8313	曾於郡大崎町野方6095-38		099-478-3662
59	末吉中央児童クラブ	899-8605	曾於市末吉町二之方6257	末吉小学校内	0986-76-0340
60	内山山田フレンドクラブ	897-0004	南さつま市加世田内山田2397	キッズランド児童館内	0993-52-3634
61	サンユウ児童クラブ	897-0002	南さつま市加世田武田17444-5		0993-78-3090
62	阿多スクールキッズ	899-3511	南さつま市金峰町宮崎4104-5	阿多保育園内	0993-77-0775
63	別府児童クラブ	898-0086	枕崎市別府西町136		
64	串木野中央学童クラブ	896-0054	いちき串木野市日出町11477		0996-33-3131
65	つつじが丘フレンドクラブ	899-2513	日置市伊集院町麦生田2024-41		099-273-1160
66	にこにこキッズ	891-7101	大島郡徳之島町亀津3334		0997-82-0347
67	あおぞら児童クラブ	894-0006	奄美市名瀬小浜町14-1	伊津部小内	0997-52-0980
68	第1ひまわりクラブ	894-0061	奄美市名瀬朝日町31-2		0997-52-1288
69	中園小百合	890-0015	鹿兒島市草牟田町5-22	大和通信ビル1F	099-225-0615
70	里きらきら児童クラブ	896-1101	薩摩川内市里町里1910		09969-3-2838
71	重富児童クラブ	899-5651	始良市平松5327-2		0995-73-7397

鹿児島県児童クラブ連絡協議会規約

「名称」

第一条 この会は、「鹿児島県児童クラブ連絡協議会」という。

「目的」

第二条 児童クラブ（以下、「放課後児童クラブ」、「学童保育所」及び「学童育成クラブ」を総称して、「児童クラブ」という。）の設置者、指導員及び保護者、関係者（専門家・団体等）との連絡を密にして、鹿児島県内の児童クラブの啓発普及、発展を積極的にはかり、保育内容の研究、施設の充実、制度化の運動を推進する母体とする。

「事業」

第三条 この会の目的を達成するため、会員相互の連絡・交流を密にして次の事業を行なう。

- 1, 児童クラブの運営に関する「通信」を発行し、情報と資料を提供する。
- 2, 指導員、保護者のための研修・研究会を開く。
- 3, 行政と連携し、児童クラブづくりの指導と援助を行なう。
- 4, 保護者、指導員、子どもたちとの交流と親睦をはかる。
- 5, 児童クラブの施設や子どもたちの保育条件の改善、指導員の労働条件の改善に努力する。また、そのための実態調査なども行なう。
- 6, 学者、専門家等の協力も得ながら児童クラブのあるべき姿をたえず探求し、よりよき制度化を推進する。
- 7, その他、必要な事業を行なう。

「会員」

第四条 会員は次のとおりとする。

- 1, 児童クラブ
- 2, 学童保育所をつくる会
- 3, この会の目的に賛同する個人

「会費」

第五条 会費については総会で決定する。会費の額は「別表1」のとおりとする。

「役員」

第六条 この会の会務を運営するために、次の役員を置く。

- | | | |
|----------|-----|--|
| イ. 会長 | 1名 | この会を代表し会務を統括する。 |
| ロ. 副会長 | 若干名 | 会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。 |
| ハ. 事務局長 | 1名 | この会の事務全般を司る。 |
| ニ. 運営委員 | 若干名 | 各地域連絡協議会（以下、「地域連協」という）を代表し、この会の日常の運営に責任を持ち、執行部として各地域連協における会務を処理する。 |
| ホ. 会計 | 1名 | この会の会計事務にあたる。 |
| ヘ. 会計監査 | 2名 | 会務に基づく会計の監査をする。 |
| ト. 事務局次長 | 若干名 | 事務局長を補佐するため、必要に応じて置くことができる。 |
- 2, この会の事務局は、会長が所属する地域連協に置く。
 - 3, この会に事務局職員を置くことができる。

第七条 この会の役員の設定は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・事務局長・会計監査は、総会で決定する。
- (2) 運営委員会は、「別表2」福祉事務所を単位とする各地域連協から選出された2名を以て充てる。
- (3) 会計・事務局次長・事務局職員は、運営委員会に諮問した者を会長が委嘱する。

第八条 この会の役員の設定は、原則として1年とするが、再任は妨げない。なお、補欠による役員の設定は、前任者の残任期間とする。

「会合」

第九条 この会は、目的を達成するため、次の会合をもつものとする。

- (1) 総会 総会は年1回を原則とするが、必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) 運営委員会 会長・副会長・事務局長・運営委員で構成し、定期的に開催する。この会を以て日常運営に責任をもつものとする。
- (3) 三役会議 会長・副会長・事務局長（次長を置いた場合次長も含む）で構成し、運営委員会に付議する案件等の原案づくりをする。
- (4) 研修会 児童クラブに携わる者としての資質を高めるための研鑽に努めたり、会員相互の連絡・協調を図り、親睦にも努める。

「財務」

第十条 この会の財務は、次の収入を以てこれに充てる。

- イ. 会費
- ロ. 寄付金
- ハ. その他

2, この会の財務年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

「付則」

- 1, この会の規約の改廃を含めた変更事項は、総会の承認を必要とする。
- 2, この規約は、2007(平成19)年6月3日に制定し、2007(平成19)年4月1日に遡及適用する。
- 3, この規約は、2010(平成22)年6月13日から一部改正施行します。

【別表1】

児童数	金額
個人会員	2,000円
児童数19名以下 一施設あたり	5,000円
児童数20名以上 一施設あたり	10,000円

【別表2】

地域連協名	福祉事務所
鹿児島地域連協	鹿児島市・いちき串木野市・日置市
肝付地域連協	鹿屋市・肝付福祉事務所
川薩地域連協	薩摩川内市・阿久根市・出水市・川薩福祉事務所
始良伊佐地域連協	霧島市・始良市・伊佐市・始良福祉事務所
曾於地域連協	志布志市・曾於市・曾於福祉事務所
南薩摩地域連協	南さつま市・枕崎市・指宿市・川辺指宿福祉事務所
熊毛・大島地域連協	奄美市・大島・徳之島・熊毛福祉事務所

鹿児島県児童クラブ連絡協議会 旅費規程

第1条 役職員が機関の決定に基づき、行動、または出張する場合の行動費、旅費は、この規程による。

第2条 旅費の種類は、運賃、日当、及び宿泊費とする。

2. 県外出張の旅費、日当は予算執行の実情を考慮し、運営委員会で決定する。

第3条 日当、及び旅費は、次の通りとする。

- ① 日当 県内1,500円 県外2,000円
- ② 宿泊費 県内8,000円(実費)以内 県外9,000円(実費)以内
- ③ 旅費 20円/km

2. 県外行動費は、1日3,000円とする。

第4条 役職員以外の者で、運営委員会の議を経て会長が必要と認めたものについては、原則としてこの規程による旅費を支払う。

第5条 役職員及び会員が、鹿児島県児童クラブ連絡協議会の主催する運営委員会、研修会等に参加する場合の旅費は、次の通りとする。総会に参加する場合の旅費は、各会員の所属する児童クラブにおいて支払う。

- ① 旅費 実費
- ② 日当 1,500円

第6条 この規程に定めのない事項が生じた場合は、三役会議で決定する。

第7条 この規程の改廃は、総会、運営委員会で議決する。

第8条 この規程は、2007(平成19)年1月23日に制定し、2007(平成19)年4月1日に遡及適用する。

役員改選

	2014(平成26)年度			2015(平成27)年度		
	氏名	所属	地域連協	氏名	所属	地域連協
会長	加来 宗暁	高陵寺児童クラブ	始良・伊佐			
副会長	畠中 親徳	高山児童クラブ	肝属			
	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	曾於			
	花木 広昭	障害児学童「ひまわり」				
	折橋 喜典	しもづる児童クラブ	北薩			
事務局長	続 博治	宮内児童クラブ	始良・伊佐			
事務局次長	有川 文人	寿学童育成クラブ	肝属			
	中村 雅之	根占学童ひまわりクラブ	肝属			
運営委員	川元 和朗	笠之原児童育成クラブ	肝属			
	船隈 洋見	こぼと児童クラブ	肝属			
	藤園 智信	花岡児童育成クラブ	鹿屋			
	野平 稔泰	わかば児童クラブ	鹿屋			
	小牧 利明	黒木わいわいクラブ	北薩			
	花木 正斉	大口市障害児学童クラブステップ	始良・伊佐			
	新宮 邦久	なんこう放課後児童クラブ	曾於			
	甲斐崎 中	学童寺子屋クラブ	曾於			
	木佐貫さつき	内山田フレンドクラブ	南薩摩			
			熊毛・大島			
			熊毛・大島			
会計	田間美沙緒	青葉児童クラブ	始良・伊佐			
会計監査	東 潮	向花小児童クラブ	始良・伊佐			
	鶴園 啓太	にしはら学童育成クラブ	鹿屋			
月刊『学童ほいく』誌担当	池田まゆみ	上小川児童クラブ	始良			
	川添 房子	花岡児童育成クラブ	肝属			
	木佐貫里美	寿学童育成クラブ	鹿屋			
	小牧恵美子	黒木わいわいクラブ	北薩			
	木佐貫さつき	内山田フレンドクラブ	南薩			
	岩元 順子	向花小児童クラブ	始良			

4. 資料

- (1) 2015年度の放課後児童健全育成事業の補助単価（補助率1／3）
- (2) 参考資料—新制度で4月から大きく変わる学童保育
- (3) 鹿児島県学童の設置推移（全国平均との比較）等各種データ
- (4) 学童保育の安全対策・危機管理について
- (5) 『日本の学童はいく』購読及び普及・拡大のお願い
- (6) 子育て110番 子育て“ひろば”ネット
- (7) 鹿児島県内の放課後児童クラブ（学童保育）の住所

「東日本大震災学童保育募金」

ご協力をお願いします

二〇一五年四月 全国学童保育連絡協議会

東日本大震災から四年がたちました。保護者、指導員、行政関係者など皆さんの努力により、被災した地域の多くの学童保育が再開され、子ども達の成長を長期休業中の生活を守り、働かながら子育てを支える態勢を支えています。児童福祉法による避難指示区域等を除く。

しかし、地震の揺れ、さらには放射線被害が複合する被災者が多数の地にも、自治体そのものが避難する状況もあって、学童保育の復旧・復興に思うよう取り組めない地域もあります。この四月から本格実施される子ども・子育て支援新制度についても、取り組むべき課題を前に、困難を抱えている地域も少なくありません。

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）はこれまで、国・自治体へ、緊急の支援とともに、被災した地域の学童保育が本来の役割を果たすことができるよう、学童保育の制度・運営の抜本的な拡充・確立を求めてきました。また、被災した地域の行政や学童保育関係者へ相談しつつ、さまざまな取り組みを行ってきました。

- ① 学童保育施設の再建への支援
- ② 学童保育に必要な備品等への支援
- ③ 運営費への支援
- ④ 研修・相談活動など学童保育者への支援

⑤ 放課後児童クラブから子どもたちを守るために必要な対策への支援

⑥ 学童保育の復旧・復興・発展を進める体制づくりのための、被災した地域の学童保育連絡協議会等に対する支援
なかでも指導員研修は、埼玉県・千葉県・福岡県、そして大連支地の学童保育関係者へ努力し、自治体やNPOでも実施して取り組み、多くの指導員が、講習を果たし、子どもを守ってきたことへの誇りと、学童保育の大切さ、自身の果たす役割を、あらためてたしかめよう機会となりました。

それぞれの地域においても、復旧・復興・発展への組織的な取り組みがすすまれています。埼玉県では、埼玉県学童保育連絡協議会において、被災した地域の要望なども多くみられながら、組織的な活動を行っています。千葉県では、千葉県学童保育連絡協議会が研修支援のほか、行政や指導員へ研修面など、県内の学童保育関係者や学童保育の活動をいねいに提供することで、全国的に学童保育のネットワークの形成や、よりよい学童保育者へのに向けた活動を進めています。福岡県では、福岡県学童クラブ連絡協議会が結成され、県内各地の学童保育関係者とのつながりをつくり、指導員の学童の機会を増やすなどの取り組みを行っています。

これらの活動を支えるうえで、二〇一二年三月十四日には全国の学童保育連絡協議会に呼びかけた募金が大きな力を結集しています。現在までに全国連協に寄せられた募金は四七〇万四千五百三十三円となっています。二〇一五年三月三日現在。あらためて、募金にも協力ください。また全国各地の皆様から心を申しあげます。

これからも、被災した地域を支える取り組みが求められています。そのためにも今後とも年間を単位して、毎年一〇〇万円程度は必要です。被災した地域の指導員や関係者をはじめ、子どもたちから安全と安心を保障する学童保育関係者へも呼びかけたいと思います。

東日本大震災学童保育募金の振込先

銀行コード:0005 店番:351
三菱東京UFJ銀行 本郷支店
普通預金 0012273

全国学童保育連絡協議会 代表 木田保男
問い合わせ先:全国学童保育連絡協議会 事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13
Tel 03 (3813) 0477 Fax 03 (3813) 0765

2015年度の放課後児童健全育成事業の補助単価(補助率1/3)

	1支援の単位	2015年度 (250日以上開設=基準日数)	前年比	290日の場合 (この日数が最多)
年間平均登録児童数	1人～19人	1,424,000円	207,000円増	2,024,000円-(19人-年間平均登録児童数)×26,500円
	20人～35人	3,706,000円	1,569,000円増	4,306,000円-(36人-年間平均登録児童数)×26,000円
	36人～45人	3,706,000円	279,000円増	4,306,000円
	46人～70人	3,706,000円	449,000円増(55人以下の場合)	4,306,000円-(年間平均登録児童数-45人)×30,000円
	71人以上	2,917,000円	同額	3,517,000円
開設日数加算	開設日数加算	1日15,000円	1,000円増	40日×15,000円=600,000円
特例分	開設日数 200～249日	(1)構成する児童の数が20人以上 年額 2,267,000円(前年比 166,000円増) (2)構成する児童の数が1～19人の施設 年額 945,000円(新設) ※註1) (3)長時間開設加算額 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設する場合) 292,000円×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数		
長時間開設加算	平日分	1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合 単価292,000円(19,000円増)×「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間数」の年間平均時間数		
	長期休暇分	1日8時間を超えて開設する場合 単価131,000円(6,000円増)×「1日8時間を超える時間数」の年間平均時間数		
市町村分	放課後児童クラブ支援事業	(1)障害児受入推進事業 1支援の単位当たり 年額1,712,000円(73,000円増)×支援の単位数		
		(2)放課後児童クラブ運営費支援事業(仮称) ※註2) 1支援の単位当たり 年額 3,080,000円×か所数		
		(3)放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) ※註3) 1支援の単位当たり 年額 435,000円×か所数		
	放課後児童児童支援員等の処遇改善事業 ※註5)	(1)非常勤職員を配置する場合 1支援の単位当たり 年額1,539,000円		
		(2)常勤職員を配置する場合 1支援の単位当たり 年額2,831,000円		
	障害児受入強化促進事業	障害児受入加配(5人以上)(仮称) ※註4) 1支援の単位当たり 年額1,712,000円		
放課後児童支援員等適正配置推進事業	小規模クラブ(19人以下)における職員の複数配置(仮称) ※註6) 1支援の単位当たり 年額532,000円			

(厚生労働省と内閣府の「子ども・子育て支援事業」新年度予算補助単価をもとに、全国連協の要約分をもとに鹿県連が作成)

* 補助率は3分の1で、補助単価を国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担する。従来の指定都市及び中核市を対象とする費用負担の大都市特例(都道府県に負担を求めず全額市負担とする仕組み)については廃止。

※註1) 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。

・山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合

・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合

※註2) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消を加速するための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。

※註3) 授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するための補助を行う。

※註4) 放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

※註5) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合、以下の条件を満たすことが必要。

① 開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。

② 開所する日数は、年間250日以上開所すること。

を要件とするとともに、2013年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。

※註6) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

◆職員の資質向上・人材確保等研修事業

(1)放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】	① 事業内容:「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。 ② 実施主体:都道府県 ③ 補助基準額(案):1回当たり 810千円 ④ 補助率:国1/2、都道府県1/2 ⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。
(2)放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】	① 事業内容:都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。また、2015年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。 ② 実施主体:都道府県、指定都市、中核市、市町村 ③ 補助基準額(案):1か所当たり 1,424千円 ④ 補助率:国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2 ⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

国の学童保育施設整備費(2015年度)

◆放課後児童クラブの整備

内 訳	①施設創設整備費の補助	補助単価	
	i)資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ【創設及び改築整備】	2,442.7万円	市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。国と都道府県と市町村の負担割合は3分の1です。
	ii)学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設【学校敷地内等創設及び改築整備】	4,885.9万円	一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行うものです。
	②放課後子ども環境整備等事業		
	i)放課後児童クラブ設置促進事業	①補助単価 800万円 ②開設準備経費(礼金及び賃借料)を含まない場合 700万円 ③開所準備経費を含む場合 760万円	学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動(以下「放課後子供教室」という。)と一体的に実施する場合に必要となる小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業です。
	ii)放課後児童クラブ環境改善事業	①小学校の余裕教室を活用する場合 200万円 ②幼稚園・認定こども園等を活用する場合 500万円 ③開所準備経費を含まない場合 100万円 ④開所準備経費を含む場合 160万円	幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行うものです。 [(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]
	iii)放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業	補助単価 100万円	障害児の受け入れのために既存の学童保育施設(余裕教室などに限らない)を改修する場合の補助金です。
	iv)倉庫設備設置事業	補助単価 300万円	これまで安心こども基金管理運営要領の「放課後児童クラブ設置促進事業」により実施していた倉庫設備の設置費用です。

(参考資料) 新制度で4月から大きく変わる学童保育

指導員の位置づけを高め、学童保育の役割が果たせるよう整備

- (1) 新しくできた「子ども・子育て支援法」と児童福祉法改正で変わる学童保育
 - ・学童保育は、市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」(市町村事業)となりました。
 - ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を市町村に義務づけます。
学童保育の整備目標などを事業計画として策定します。
 - ・法律の附則に「指導員の処遇の改善、人材確保の方策を検討」が盛り込まれました。
 - ・対象児童を6年生までの「小学生」に引き上げます。
 - ・国としての学童保育の基準を省令で定め、市町村は国の定める基準に従い、条例で基準を定めます。
「指導員の資格」と「配置基準」は国が決めた基準に従います(最低基準とします)。それ以外の基準(開設日・開設時間・施設の基準など)は、国の基準を参酌(参考にする)して基準をつくりま
す。
- (2) 指導員の常勤化、有資格化、研修体系化、運営指針の作成により、
学童保育の内容、指導員の位置づけ、指導員の仕事内容がより明確になりました
 - ① 新しくできた「子ども・子育て支援法」では、指導員の処遇の改善を図ることが明記され、指導員
の常勤化、処遇の改善が図られます。
 - ・2014年度予算から「常勤的非常勤」配置ができる予算化(1施設156万円増)
 - ・2015年度から本格実施(「常勤」配置では、283万円の上乗せで処遇改善)
 - ② 児童福祉法の改正によって、学童保育の基準(指導員の資格と配置基準は最低基準)を法的に定め
ました(厚生労働省令)。市町村も国の省令に準じた基準を条例で制定しました。
 - ・国の省令基準の大半は保育所等の児童福祉施設と同じものです。
 - ③ 認定資格研修(都道府県知事が認定する資格)を都道府県が実施します。
 - ・指導員は専門的な仕事を担う者として、学童保育の役割を理解し、保育士や教諭等とは異なる知
識・技能等を身につけることが必要と位置づけられました。
 - ・5年間のなかで、都道府県が実施する認定資格研修を受講します(16科目24時間の研修)。
 - ・すべての指導員の認定資格研修受講を想定した国の仕組みがつくられ、予算化されました。
 - ④ 指導員の資質向上のための現任研修の体系化が図られます(市町村が研修の実施主体になる)。
 - ・都道府県・市町村・事業主の責任と役割が整理され、各段階での研修が期待されます。
 - ・学童保育事業の実施主体である市町村(「子ども・子育て支援法」で明記)が国の補助を受けて研
修を実施します。
 - ・市町村にも、年間142.4万円の補助金が用意されている。
 - ⑤ 「放課後児童クラブ運営指針」では、学童保育の保育内容、指導員の仕事内容の「望ましいあり方」
が示されました(現任研修体系は、運営指針を踏まえてつくられました)
 - ・今後、学童保育は、市町村が定めた基準条例と、「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて実施し
ていくことが求められます。
- (3) 子ども・子育て支援新制度施行の2015年度予算案では、学童保育への補助金は
575億円(前年度比191.3億円増)
 - ・量的な拡大 1年間に17万人が新たに利用できるだけの学童保育を増やす
(「放課後子ども総合プラン」で学校施設の徹底活用)
 - ・質的な拡充
基準に基づき予算措置(小規模学童保育への補助、認定資格研修、現任研修の実施)
指導員の処遇改善(常勤的非常勤配置で154万円上乗せ、常勤指導員配置で283万円上乗せ)

資料1

国が省令で定め、市町村が条例で定めた学童保育の基準と、運営指針にそって、質を確保した学童保育の運営が求められます

2015年度より各学童保育（放課後児童クラブ）において、子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確にし、事業の安定性及び継続性を確保していくために、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」を定めました。

市町村は、条例で定めた学童保育の基準と、「放課後児童クラブ運営指針」に沿って質を確保した学童保育の実施が求められることとなります。

放課後児童クラブ運営指針

(2015年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

第1章 総則

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

1. 職員体制
2. 子ども集団の規模（支援の単位）
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）

＜国の予算案＞

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修（認定資格研修）を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

② 実施主体：都道府県

③ 補助基準額（案）：1回（100人規模で16科目24時間の研修の実施）当たり81万円

④ 補助率：国1/2、都道府県1/2

⑤ その他：放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

1 趣旨・目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために実施するものである。

認定資格研修は、一定の知識・技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

2 実施主体

認定資格研修の実施主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市町村（特別区を含む。以下同じ。）、民間団体等に事業の一部を委託することができる。

3 実施内容

(1) 研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

(2) 定員

1回の認定資格研修の定員は、おおむね100名程度までとする。ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね100名程度を上回る定員を設定しても差し支えない。

(3) 研修項目・科目及び研修時間数（24時間）等

研修項目、研修科目及び研修時間数等については、別紙のとおりとし、都道府県の実情に応じて研修科目等を追加して実施しても差し支えない。また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとする。特に、講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考とし

て、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。

(4) 研修期間等

1回の認定資格研修については、原則として2～3か月以内で実施するものとする。

ただし、都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内で実施しても差し支えない。

また、認定資格研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するものとする。

(5) 研修の教材

認定資格研修の教材は、別紙に定める内容を網羅し、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。

(6) 科目の一部免除

都道府県は、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥障害のある子どもの理解」、「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者別紙の「2-⑥障害のある子どもの理解」、「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

(7) 既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証（仮称）」（様式第1号）を発行することができるものとする。

(8) 修了評価

認定資格研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

なお、受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価（判定）を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

4 実施手続

(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認

ア 受講の申込み及び受講資格の確認都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経歴証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携・協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により行うこと。

イ 受講者本人の確認都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を行うものとする。なお、①及び②の確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報を事前に

周知する必要がある。

(2) 受講場所

認定資格研修の受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講するものとする。

(3) 修了の認定・修了証の交付

都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証（仮称）」[賞状形式及び携帯用形式]（様式第2号）を都道府県知事名で交付するものとする。ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。

5 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証（仮称）」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等1を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿（仮称）」を作成するものとする。

(2) 認定者名簿の管理

都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更が生じたこと、又は修了証を紛失（又は汚損）したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- イ 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合
- ウ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合
- エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合など

6 留意事項

(1) 都道府県は、認定資格研修の実施に当たって、管内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な実施が図られるよう努めるものとする。

(2) 都道府県又は本事業の委託を受けた者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

7 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

8 費用の補助

国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目、時間数

【研修項目・科目と研修時間数（16科目24時間〈90分×16〉）】

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5時間・90分×3）
 - ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識（6.0時間・90分×4）
 - ④子どもの発達理解
 - ⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - ⑥障害のある子どもの理解
 - ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援（4.5時間・90分×3）
 - ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3時間・90分×2）
 - ⑪保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3時間・90分×2）
 - ⑬子どもの生活面における対応
 - ⑭安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3時間・90分×2）
 - ⑮放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

Ⅱ 放課後児童支援員等資質向上研修事業 (注) 市町村等が実施する現任研修

<国の予算案>

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県が行う認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられるため、都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

また、平成 27 年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。

② 実施主体：都道府県、指定都市、中核市、市町村

③ 補助基準額（案）：1 か所当たり 142.4 万円

④ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1 / 2

⑤ その他：放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

1 趣旨・目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第1項に規定する放課後児童支援員及び同条第2項に規定する補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び市町村とする。ただし、実施主体が資質向上研修を実施する上で適当と認める民間団体等に事業の全部又は一部委託することができるものとする。

3 研修対象者

(1) 放課後児童健全育成事業等実施要綱（平成※※年※※月※※日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童支援員等及び放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者並びに放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。

(2) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」（平成※※年※※月※※日文科科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験活動・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など。

4 研修の内容

(1) 都道府県が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を市町村と連携して実施する。実施に当たっては、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の運営や子どもの育成支援に関する事項について、専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童健全育成事業所で共通の課題になっているものをテーマとすること。

〈主な具体例〉

- 実践発表会
- 放課後児童健全育成事業の役割と運営主体の責務
- 発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援

- 子どもの発達理解
- 子どもの人権と倫理
- 個人情報の取扱いとプライバシー保護
- 保護者との連携と支援
- 家庭における養育状況の理解
- いじめや虐待への対応 など

(2) 指定都市、中核市及び市町村が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施する。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業所の運営や子どもの育成支援に関する事項について、基礎的な知識や事例、技術等の共有を図ることを目的としたテーマとすること。なお、いくつかの市町村が合同で実施することも可能である。

〈主な具体例〉

- 事例検討（ワークショップ形式）
- 放課後児童健全育成事業に関する基礎的理解
- 安全指導と安全管理、危機管理・救急措置と救急対応（実技研修）・防火、防災、防犯の計画と対応・事故、けがの予防と事後対応等・アレルギーの理解と対応、アナフィラキシーへの対応
- おやつ工夫と提供時の衛生、安全
- 放課後児童健全育成事業所における遊びや製作活動、表現活動
- 育成支援に関する記録の書き方と工夫など

5 留意事項

- (1) 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応を行う放課後児童支援員等の資質の向上に努めること。
- (2) 放課後子供教室の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子供教室及び放課後児童健全育成事業それぞれの担当者又は放課後児童支援員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

6 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担する（受講者に代わって運営主体が負担することも可能）ものとする。

7 費用の補助

国は、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業

<国の予算額>

- ① 放課後児童支援員等処遇改善等事業 42.9億円【継続・拡充】
 ・補助基準額（案）：（i）非常勤 年額153.9万円 （ii）常勤 年額283.1万円
 ※ 基本の運営費（指導員一人当たり年額150万円程度で計算）に加算

1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。
 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業の内容

本事業は、以下の（1）及び（2）を対象とする。

なお、1つの支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。

- （1）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。
- （2）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、（1）の育成支援に加えて4（3）の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。
 なお、本事業の対象となる職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。

4 実施方法

- （1）本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10（1）の内容を満たすことを基本とする。ただし、
- ① 開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。
- ② 開所する日数は、年間250日以上開所すること。
- を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金（退職手当を除く。）に対する改善を行っていることが必要である。
 また、以下の（2）若しくは（3）の内容により運営すること。
- （2）3の（1）の事業の対象となる事業に従事する職員は、放課後児童クラブ運営指針（平成※※年※※月※※日雇児発※※第※号雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。
- ① 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。

- ② 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。
 - ③ 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。
 - ④ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知すること。
 - ⑤ 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。
- (3) 3の(2)の事業の対象となる事業に従事する常勤職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する以下の育成支援に関する主たる担当として従事すること。なお、⑥については、必要に応じて行う場合に従事すること。
- ① 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。
 - ② 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。
 - ③ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。
 - ④ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。
 - ⑤ 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。
 - ⑥ 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。

5 対象事業の制限等

- (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費（人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、本事業の対象とならない。
また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定するものとする。
- (3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。
- (4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。

6 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として保護者から徴収した額を充当してはならない。

【鹿児島県学童保育の設置推移（全国平均との比較）等各種データ】

[鹿児島県学童保育の設置推移（全国平均との比較）]

(全国学童保育連絡協議会調査 2014年5月)

	鹿児島県					全国計(全国学童保育連絡会調べ)				
	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入所児童数	学童保育のある自治体数	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入所児童数	学童保育のある自治体数
1999年	126	609	20.7%	2,585	40	10,231	24,295	42.1%		1,579
2000年	143	609	23.5%		45	10,976	24,188	45.4%		1,740
2002年	196	610	32.1%	4,799	55	12,825	23,964	53.5%		2,147
2003年	214	610	35.1%	5,403	62	13,797	23,808	58.0%	538,100	2,310
2004年	247	610	40.5%		72	14,678	23,633	62.1%		2,428
2006年	258	609	42.4%	8,777	40	15,858	23,123	68.6%	683,476	1,617
2007年	273	606	45.0%	9,866	38	16,652	22,878	72.8%	744,545	1,619
2008年	290	604	48.0%	10,216	36	17,495	22,693	77.1%	786,883	1,624
2009年	291	580	50.2%	10,386	38	18,475	22,476	82.2%	801,390	1,621
2010年	315	574	54.9%	10,847	37	19,744	22,258	88.7%	804,309	1,593
2011年	345	571	60.4%	11,875	38	20,204	22,000	91.8%	819,622	1,564
2012年	346	560	61.8%	12,094	39	20,843	21,431	97.3%	846,919	1,598
2013年	377	535	70.5%	13,452	40	21,635	21,166	102.2%	888,753	1,612
2014年	401	535	75.0%	14,406	40	22,096	20,836	106.0%	933,535	1,611

註1)学童保育のある自治体数は、2005年を前後として、自治体合併により減少している。

註2)設置率とは、小学校数と学童保育数の比較。

註3)小学校数(全国)は、文部科学省の調査による。

[全国比較一実施場所・運営主体]

学童保育の実施場所【設置場所】

開設場所	開設場所	全国調査	割合	2007年比	備考	鹿児島県	割合	備考
学校施設内	学校施設内	11,815	53.5%	5.9%	余裕教室活用(5,664) 学校敷地内の独立専用施設(5,138) 校舎内の学童保育専用室(484) その他の学校施設を利用(529)	97	24.2%	余裕教室活用(44) 学校敷地内の独立専用施設(47) 校舎内の学童保育専用室(3) その他の学校施設を利用(3)
児童館内	児童館内	2,720	12.3%	-3.5%	児童館・児童センター内の専用室	12	3.0%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	学童保育専用施設	1,749	7.9%	0.5%	学校外にある独立専用施設	51	12.7%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	その他の公的施設	1,895	8.6%	-2.2%	公民館内(447) 公立保育園内(132) ・幼稚園内(178) その他の公的な施設内(1,138)	36	9.0%	公民館内(7) 公立保育園内(3) ・幼稚園内(1) その他の公的な施設内(25)
法人等の施設	法人等の施設	1,470	6.7%	-0.1%	私立保育園や社会福祉法人の施設内	131	32.7%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	民家・アパート	1,383	6.3%	-1.0%	父母会が借りたアパート・借家など	25	6.2%	父母会が借りたアパート・借家など
その他	その他	1,064	4.8%	0.4%	自治会集会所・寺社など	49	12.2%	自治会集会所・寺社など
合計	合計	22,096	100.0%			401	100.0%	

(全国学童保育連絡協議会調査、2014年5月)

(鹿児島県実施状況、2014年調査)

学童保育の運営主体【運営主体】

運営主体	運営主体	全国調査	割合	2007年比	備考	鹿児島県	割合	備考
公立公営	公立公営	8,461	38.3%	-5.9%	市町村が直営している	20	5.0%	市町村が直営している
社会福祉協議会	社会福祉協議会	2,287	10.4%	-0.9%	半数は行政からの委託(1261か所)	19	4.7%	行政からの委託(11か所)、代行(8か所)
地域運営委員会	地域運営委員会	3,922	17.7%	0.9%	多くが行政からの委託(2547か所)	143	35.7%	行政からの委託(109か所)、補助(30か所)、代行(4か所)
父母会・保護者会	父母会・保護者会	1,471	6.7%	-2.3%	行政からの委託が多い(857か所)	14	3.5%	行政からの委託(3か所)、補助(11か所)
法人等	法人等	5,623	25.4%	9.0%	私立保育園(1072か所)、私立幼稚園(319か所) 保育園を除く社会福祉法人(1084か所) 保護者等がつくるNPO法人(1565か所) 民間企業(508か所) その他(1075か所)	192	47.9%	私立保育園(135か所)、私立幼稚園(16か所) 保育園を除く社会福祉法人(21か所) 保護者等がつくるNPO法人(13か所) 民間企業(1か所) その他(6か所)
その他	その他	332	1.5%	-0.8%		13	3.2%	
合計	合計	22,096	100.0%			401	100.0%	

(全国学童保育連絡協議会調査、2014年5月)

(鹿児島県実施状況、2014年調査)

[鹿児島県内の放課後児童クラブ設置の推移表]

市町村名	2003年			2010年			2011年			2012年			2013年			2014年		
	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率	学童保 育数	小学校 数	設置率
鹿児島市	57	80	71.3%	79	80	98.8%	90	80	112.5%	94	80	117.5%	98	78	125.6%	101	78	129.5%
鹿屋市	17	31	54.8%	20	31	64.5%	21	28	75.0%	21	28	75.0%	21	25	84.0%	21	25	84.0%
枕崎市	3	5	60.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%	7	5	140.0%	6	4	150.0%
阿久根市	6	9	66.7%	6	9	66.7%	7	9	77.8%	8	9	88.9%	8	9	88.9%	8	9	88.9%
出水市	6	14	42.9%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	11	14	78.6%	13	15	86.7%
指宿市	8	12	66.7%	14	12	116.7%	14	12	116.7%	9	12	75.0%	10	12	83.3%	13	12	108.3%
西之表市	1	12	8.3%	2	11	18.2%	2	11	18.2%	2	12	16.7%	2	11	18.2%	2	11	18.2%
垂水市		8		2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%	2	8	25.0%
薩摩川内市	8	47	17.0%	14	45	31.1%	15	45	33.3%	15	38	39.5%	17	36	47.2%	17	36	47.2%
日置市	7	19	36.8%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	12	19	63.2%	12	19	63.2%	14	19	73.7%
曾於市	10	20	50.0%	12	20	60.0%	10	20	50.0%	10	20	50.0%	14	20	70.0%	17	20	85.0%
霧島市	21	34	61.8%	30	34	88.2%	31	35	88.6%	30	35	85.7%	34	35	97.1%	38	35	108.6%
いちき串木野市	3	10	30.0%	4	9	44.4%	4	9	44.4%	4	9	44.4%	10	9	111.1%	4	9	44.4%
南さつま市	6	22	27.3%	7	19	36.8%	7	19	36.8%	7	19	36.8%	7	16	43.8%	8	14	57.1%
志布志市	9	18	50.0%	13	17	76.5%	15	16	93.8%	16	16	100.0%	16	16	100.0%	17	17	100.0%
奄美市	6	21	28.6%	6	21	28.6%	6	21	28.6%	8	21	38.1%	7	21	33.3%	8	21	38.1%
穎娃町	5	7	71.4%															
川辺町	2	7	28.6%	10	21	47.6%	22	21	104.8%	20	21	95.2%	18	21	85.7%	20	21	95.2%
知覧町	4	7	57.1%															
大口市	3	11	27.3%	11	16	68.8%	11	16	68.8%	11	15	73.3%	12	14	85.7%	12	14	85.7%
菱刈町		5																
始良町	4	8	50.0%															
加治木町	4	5	80.0%	15	16	93.8%	16	16	100.0%	16	18	88.9%	17	16	106.3%	20	18	111.1%
蒲生町	2	5	40.0%															
三島村		4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
十島村		7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%
長島町		11		7	11	63.6%	7	11	63.6%	5	11	45.5%	5	10	50.0%	5	10	50.0%
さつま町	7	15	46.7%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%	4	14	28.6%
湧水町	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	5	5	100.0%
南大隅町	1	11	9.1%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
肝付町	1	7	14.3%	6	7	85.7%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%
錦江町	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%
東串良町		2		2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
大崎町	2	7	28.6%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	5	6	83.3%
南種子町	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%
中種子町		7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	1	7	14.3%	7	7	100.0%	7	7	100.0%
屋久島町		9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%
大和村		5		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	5	0.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%
宇検村		4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
瀬戸内町		16		1	15	6.7%	1	14	7.1%	1	14	7.1%	1	13	7.7%	1	12	8.3%
龍郷町		7		1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%
喜界町		9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	2	50.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
徳之島町	2	9	22.2%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%
天城町		6		1	4	25.0%	1	6	16.7%	2	6	33.3%	2	6	33.3%	2	6	33.3%
伊仙町	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	2	8	25.0%	1	8	12.5%	2	8	25.0%
和泊町		4		1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%	2	4	50.0%
知名町		5		0	5	0.0%	1	5	20.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%
与論町	1	3	33.3%	1	3	33.3%	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	3	66.7%	2	3	66.7%
計	214	610	35.1%	315	574	54.9%	345	571	60.4%	346	560	61.8%	377	535	70.5%	401	535	75.0%

[公的責任に関して一市町村の実施責任の状況（全国と鹿児島県の比較）]

全国	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	鹿児島	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
	割合	割合	割合	割合	割合		割合	割合	割合	割合	割合
市町村の関与の仕方						市町村の関与の仕方					
公立公営で実施	41.3%	40.5%	40.2%	38.8%	40.1%	公立公営で実施	4.8%	3.5%	3.8%	5.3%	5.0%
委託事業 "	35.3%	34.9%	35.1%	48.5%	35.0%	委託事業 "	63.9%	63.5%	68.2%	65.0%	64.3%
補助事業 "	10.8%	10.9%	11.9%		11.9%	補助事業 "	22.9%	22.9%	19.7%	20.4%	20.9%
指定管理者制度 "	9.8%	10.7%	10.3%	11.1%	10.3%	代行・指定管理者制度 "	3.2%	2.6%	2.0%	2.1%	3.0%
補助なし "	1.0%	1.1%	1.0%	1.6%	1.1%	補助なし "	3.5%	5.5%	4.9%	4.0%	3.5%
その他	1.8%	1.9%	1.5%		1.6%	その他	1.9%	2.0%	1.4%	3.2%	3.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(全国学童保育連絡協議会、2014年調査)

(鹿児島県実施状況、2014年調査)

[公的責任に関して一保育料と減免について]

運営主体別でみた保育料の平均額

運営形態	2012年調査
公立公営	5,535円
公社・社協	6,144円
運営委員会	7,980円
父母会（保護者会）	10,872円
法人・個人	7,580円
平均値	7,371円

市町村として保育料の減免があるか（自治対数）

保育料の減免の有無	割合
減免がある	57.4%
減免はない	42.3%
その他	0.3%
合計	100.0%

（全国学童保育連絡協議会、2012年調査）

[登録児童（学年別）と規模別学童保育の推移]

	全国調査（全国学童保育連絡協議会調べ）					鹿児島県（鹿児島県児童クラブ連絡協議会調べ）				
	2003年調査	2007年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査	2003年調査	2007年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査
1年生	38.4%	35.9%	34.0%	310,669 (35.0%)	325,834 (34.9%)		37.9%	36.6%	4,937 (36.7%)	5,272 (36.6%)
2年生	31.4%	31.4%	30.5%	263,545 (29.7%)	281,518 (30.2%)		29.8%	30.7%	3,827 (28.4%)	4,290 (29.8%)
3年生	22.0%	22.9%	23.4%	203,322 (22.9%)	207,294 (22.2%)		21.0%	20.7%	2,855 (21.2%)	2,825 (19.6%)
4年生	4.2%	5.5%	7.1%	63,916 (7.2%)	67,992 (7.3%)		5.9%	7.1%	1,018 (7.6%)	1,101 (7.6%)
5年生	1.9%	2.4%	2.9%	27,858 (3.1%)	30,753 (3.3%)		2.7%	2.8%	392 (3.7%)	566 (3.9%)
6年生	1.1%	1.4%	1.7%	16,356 (1.8%)	17,246 (1.8%)		1.2%	1.6%	281 (2.1%)	291 (2.0%)
その他	1.0%	0.5%	0.4%	3,087 (0.3%)	2,898 (0.3%)		1.6%	0.5%	42 (0.3%)	61 (0.4%)
総計	538,100	744,545	846,919	888,753 (100%)	933,535 (100%)		9,866	12,094	13,452 (100%)	14,406 (100%)

鹿児島県 入所児童数の規模（学童保育数）

児童数	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2012年調査	2013年調査	2014年調査	2007年比較
9人以下	12(4.4%)	19(6.0%)	23(6.7%)	19(5.5%)	25(6.6%)	29(7.2%)	2.8%
10人-19人	61(22.3%)	58(18.4%)	70(20.3%)	63(18.2%)	60(15.9%)	65(16.2%)	-6.1%
20人-39人	98(35.9%)	118(37.5%)	130(37.7%)	140(40.5%)	138(36.6%)	144(35.9%)	0.0%
40人-49人	47(17.2%)	55(17.5%)	49(14.2%)	63(18.2%)	71(18.8%)	70(17.5%)	0.3%
50人-70人	47(17.2%)	60(19.0%)	67(19.4%)	52(15.0%)	71(18.8%)	79(19.7%)	2.5%
71人-99人	5(1.8%)	5(1.6%)	5(1.4%)	9(2.6%)	10(2.7%)	12(3.0%)	1.2%
100人以上	3(1.1%)		1(0.3%)		2(0.5%)	2(0.5%)	-0.6%
合計	273(100%)	315(100%)	345(100%)	346(100.0%)	377(100%)	401(100%)	

（鹿児島県児童クラブ連絡協議会調査、2014年5月）

[補助金一保育所との比較]

学童保育への補助金は少ない（運営費総額は307億円）

	学童保育（2012年度） 補助金総額は307億円	私立保育所（2012年度） 国の補助金は約3,962億円	私立保育所と比べて学童保育は
施設数	2万843か所	施設数	1万1794か所 約1.77倍
入所児童数	約85万人	入所児童数	約121万人 約1.4分の1
指導員数	約8万人	保育士数	約19万人 約2.4分の1
1施設当たりの国庫支出額	約134万円	1施設当たりの国庫支出額	約3359万円 約25分の1
児童1人当たり予算額	約3万2800円	園児1人当たり予算額	約32万7440円 約10分の1

* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。保育所の施設数等は2010年調査。

* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

設備の整備要件の有無と「設備がない」状況（ ）内は%

施設・設備	設備要件あり （自治体調査）	専用設備がある	
		設備がない	専用設備がある
1 生活室	190 (88.8)	3.5%	86.6%
2 遊戯室・プレイルーム	179 (83.6)	42.8%	27.6%
3 トイレ	167 (78.0)	0.0%	57.3%
4 ロッカー	164 (76.6)	1.7%	95.3%
5 台所整備	163 (76.2)	17.0%	64.3%
6 事務室・事務スペース	160 (74.8)	18.2%	62.6%
7 静養室	149 (69.6)	33.9%	48.5%
8 手洗い場	147 (68.7)	1.6%	66.8%
9 冷暖房器具	137 (64.0)	8.7%	82.0%
10 電話	130 (60.7)	3.3%	83.5%
11 冷蔵庫	130 (60.7)	2.0%	87.4%

（全国学童保育連絡協議会の2012年実態調査「個別調査」より）

● 埼玉県内の民間学童保育所の運営費の例●
 児童数45名 正規指導員2名+パート3人で常時4人
 正規指導員は勤務20年目と4年目
 保育料(おやつ代、月2000円含む)
 低学年月14500円、高学年月13000円

赤字分は翌年に繰り越し

学童保育の安全対策・危機管理について

全国学童保育連絡協議会

【共通事項】すべての分野において、行政・運営主体がそれぞれに子どもたちの安全に関して、方針・指針・マニュアルを持つことが必要です。

また、運営主体が、施設・設備を整備すること、指導員を専任・常勤・常時複数配置すること、児童数に見合った指導員配置とすること、指導員と保護者の連絡を密にすること、行政が、その条件整備を図ることなども、必要です。

そして、指導員同士の綿密な打ち合わせ・協力体制、子どもたちと生活を作っていくこと、保護者との合意・連携が必要で

日常の安全その1		
	学童保育の生活のなかでの安全	感染症・その他の健康管理
行政・予防対策	<p>◎安全を管理するあまり、学童保育からの外出などを禁止しない。必要な手だてをとることで、豊かな活動を保障する。</p> <p>①消防署・近隣の病院との連携を図る ②障害保険・損害賠償保険への加入を呼びかける ③応急処置・救急法の訓練・研修を主催する ④安全な遊び場を確保 ⑤施設の近くに標識・表示を設置</p>	<p>◎食中毒など懸念するあまり、おやつ作り・昼食作りなどを禁止しない。必要な手だてをとることで、豊かな活動を保障する</p> <p>①消防署・近隣の病院との連携を図る ②指導員の健康診断・保菌検査を行う ③応急処置・救急法の訓練・研修を主催する</p>
発生時	発生原因の追求・改善措置への条件整備	発生原因の追求・改善措置への条件整備
運営主体・予防対策	<p>①安全な施設・設備の整備、救急用品を備える ②消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成、保護者の連絡先を把握 ③保護者・指導員と確認・合意 →事故やケガが起きたときの対処方法 ④指導員の役割・仕事を明確にしておく。指導員に、応急処置・救急法の訓練・研修を受けさせる ⑤障害保険・損害賠償保険へ加入してもらう ⑥学童保育からの外出は、子どもたちとのルールの確認など必要な手だてを取ることで対応し、豊かな活動を保障する</p>	<p>◎学童保育の役割として、学級閉鎖などの場合も学童保育は開所することが大前提</p> <p>①衛生的な施設・設備の整備。救急用品を備える ④指導員の役割・仕事を明らかにする。指導員に、応急処置・救急法の訓練・研修を受けさせる ②消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成、保護者の連絡先を把握 ③保護者・指導員と確認・合意 →病気になったときの対処方法 ⑤健康保険証のコピー提出してもらう ⑥かかりつけの病院名を把握しておく ⑦おやつ作り・昼食作りは、衛生管理の徹底など必要な手だてを取ることで対応し、豊かな活動を保障する</p>
発生時	<p>①場合によって、指導員からの報告を受けて、状況の確認・記録 ②保護者への説明・対応 ③発生原因の追求・改善措置</p>	<p>①場合によって、指導員からの報告を受けて、状況の確認・記録 ②保護者への説明・対応 ③発生原因の追求・改善措置</p>
学童保育・指導員・予防対策	<p>①日常的に、施設・備品・遊具の管理・点検・清掃・整理整頓・配置を工夫する。救急用品の点検・補給 ②消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成・掲示。保護者の連絡先を常に最新の情報にしておくためのやり取り ③保護者と確認・合意したことをスムーズに実行する ④応急処置・救急法の訓練・研修を受ける ⑤子どもたちへの安全指導 ⑥学童保育からの外出などに際して、子どもたちがルールを守るよう随時、指導する</p>	<p>①日常的に、施設・備品などの衛生管理・そうじ・洗濯。救急用品の点検・補給 ②消防署・病院一覧(電話番号・住所・診療時間・休診日)の作成・掲示。保護者の連絡先を常に最新の情報にしておくためのやり取り ③保護者・指導員と確認・合意したことをスムーズに実行する ④応急処置・救急法の訓練・研修を受ける ⑤子どもたちへの指導。継続的な生活のなかで子どもたちの様子を見ながら、その日の体調を見る。アレルギー性疾患・気管支喘息・心臓・腎疾患糖尿病など既往疾患の把握。当日の気候条件など考慮した活動 ⑥健康保険証のコピー提出してもらう ⑦かかりつけの病院名を把握しておく ⑧おやつ作り・昼食作りなどに際して、衛生管理の徹底</p>
発生時の対応	<p>①必要に応じて、ケガをした子どもへの迅速な対応。応急処置、場合によっては病院に連れて行く、救急車を呼ぶなど。 ②保護者への連絡・説明など、誠実な対応 ③状況の確認・記録、場合によって運営主体への報告</p>	<p>①必要に応じて、具合が悪くなった子どもへの迅速な対応。応急処置、場合によっては病院に連れて行く、救急車を呼ぶなど。指導員が親に状況や容態を伝え、親の判断を得たうえで、学童保育で休ませるようにすることもある。 ②保護者への連絡・説明など、誠実な対応 ③状況の確認・記録、場合によって運営主体への報告</p>

日常の安全その2		
	防犯【不審者の侵入防止】	学童保育への来所、帰宅時
行政・予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関・団体との連携を図る。行政や警察からのオンライン情報網の構築・緊急情報を受けての対応。近隣の学童保育との情報交換の体制づくり ②不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備 ③不審者が立ち入った場合の対処方法・体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保護者のお迎えを必須にするのであれば、開設時間の延長などの配慮 ◎子どもたちが帰宅するまでの時間は、指導員が学童保育にすることが大前提 ①関係機関・団体との連携を図る ②児童の安全に関する研修を主催する ③「子ども110番の家」などの取り組み ④「地域安全マップ」などの取り組み ⑤他団体に協力をお願いして見守り活動・児童の送迎 ⑥不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備
発生時	再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備	再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備
運営主体・予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ①施設・設備の整備、避難経路の確保(非常口)、外部からの人の出入りを確認する、[施設外保育における安全確認]危険な場所、設備等を把握 ②保護者・指導員と確認・合意 →非常時・警戒時の帰宅方法確認。万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知する ③指導員の役割・仕事を明確にしておく。避難訓練等を実施する。安全管理に関し、指導員の共通理解を図る、指導員内の役割分担・連携のもと事故防止にあたらせる ④不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備 ⑤不審者が立ち入った場合の対処方法・体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保護者のお迎えを必須にするのであれば、開設時間の延長などの配慮 ◎子どもたちが帰宅するまでの時間は、指導員が学童保育にすることが大前提 ①児童の安全に関する研修会などに積極的に参加する。 ②関係機関・団体との連携を図る →とくに学校との連携 ③登下校時の見回り・見守り ④不審者等の情報が入った場合の対処方法・体制整備 ⑤緊急時に、適切な対応ができるような体制づくり
発生時	<ul style="list-style-type: none"> ①指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応 ②再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ①指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応 ②再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる
学童保育・指導員・予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ①日常的に、施設・設備の管理・点検・改善措置。避難経路の確保(非常口) ②保護者・指導員と確認・合意 →非常時・警戒時の帰宅方法確認。万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を指導員に周知する ③安全管理に関し、指導員の共通理解を図る。指導員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたる。指導員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意する。避難訓練等を実施する。 ④子どもたちへの防犯指導 ⑤来訪者への対応・チェック。周りをうろつく不審な部外者に対する声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎保護者のお迎えを必須にするのであれば、開設時間の延長などの配慮 ◎子どもたちが帰宅するまでの時間は、指導員が学童保育にすることが大前提 ①指導員が子どもたちと一緒に通所経路を歩きながら、経路の確認と安全点検を行う。指導員が子どもたちと一緒に「子ども110番の家」などを実際に訪問 ②関係機関・団体との連携を図る。学校と連携して、子どもたちの下校時刻の把握 ③児童の安全に関する研修会などに積極的に参加する。 ④子どもたちへの防犯指導・交通安全指導。集団での帰宅を促す。「お帰り班」の編成。出欠席の確認。早帰り、お迎えなどの確認。付き添い。登下校時の見回り・見守り
発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断(複数で対応、退去するよう説得、子どもから隔離、110番通報、大声・笛(ホイッスル)で応援を求める、椅子などで防御しつつ移動) ②状況の確認・記録、運営主体への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもから、あるいは地域の方からの第一報を受けて、必要な対応を瞬時に判断する ②指導員内の役割分担・連携 ③状況の確認・記録、運営主体への報告
	参考資料:『児童福祉施設等における児童の安全の確保について』通知	参考資料:『放課後児童クラブへの児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて』

災害時の安全			
	ある程度予測が可能	予測は不能	火災は防ぐことができる。「防火に勝る消火な
	災害【台風・大雪・落雷・雪落下】	災害【地震】	災害【火災】
行政・予防対策	①落雷に関しては、対処方法について研修を主催する ②注意報・警報発令時の対処方法・体制整備 ③災害発生時の対処方法・体制整備	①行政主催の避難訓練を実施する。 ②災害発生時の対処方法・体制整備	①消火器など、防災設備の使用方法について研修を主催する ②災害発生時の対処方法・体制整備
発生時	被害復旧・再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備	被害復旧・再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備	原因究明を義務づける 被害復旧・再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてへの条件整備
運営主体・予防対策	◎学童保育の役割として、臨時休校などの場合も学童保育は開所することが大前提。朝から臨時休校の場合、学童保育の実情にあわせて、対処方法を事前に取り決めておく ①施設・設備の整備、消火器など防災設備の設置、避難経路の確保(非常口) ②保護者との合意・周知 →災害時の避難場所・引渡しの確認 →臨時休校時の学童保育の対応 →注意報・警報発令時や災害発生時に、保護者に迅速に連絡できるよう連絡網の確立・連絡方法を複数持つ。連絡手段がまったくなくなる場合も考慮しておく ④避難訓練等を実施する。落雷に関しては、対処方法について研修を受けさせる	◎学童保育の役割として、臨時休校などの場合も学童保育は開所することが大前提 ①施設・設備の整備、消火器など防災設備の設置、避難経路の確保(非常口)、耐震構造 ②保護者との合意・周知 →災害時の避難場所・引渡しの確認。 →授業中に災害が起こった場合、保育中に災害が起こった場合など、それぞれの対処方法、また保護者への連絡方法など →災害発生時に、保護者に迅速に連絡できるよう連絡方法を複数持つ。連絡手段がまったくなくなる場合も考慮しておく ④避難訓練等を実施する。	◎学童保育の役割として、臨時休校などの場合も学童保育は開所することが大前提 ①施設・設備の整備、消火器など防災設備の設置、避難経路の確保(非常口)、防火対策が施された建物 ②保護者との合意・周知 →災害時の避難場所・引渡しの確認。 →授業中に災害が起こった場合、保育中に災害が起こった場合など、それぞれの対処方法、また保護者への連絡方法など →災害発生時に、保護者に迅速に連絡できるよう連絡方法を複数持つ。 ④避難訓練等を実施する。
発生時	①被害復旧 ②指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応 ③再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる	①被害復旧。災害翌日からの学童保育開所 ②指導員からの報告を受けて、保護者への説明・対応 ③再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる	①被害復旧。災害翌日からの学童保育開所 ②指導員からの報告を受けて、人的・施設設備・物品などの被害調査。原因究明 ③保護者への説明・対応 ④再発防止・被害を最小限にいとめるための手だてを講じる
学童保育・指導員・予防対策	①日常的に、落下・破損・倒壊防止のために、施設・設備の管理・点検・改善措置 ②避難訓練等を実施する。落雷に関しては、対処方法について研修を受ける	①日常的に、落下・破損・倒壊防止のために、施設・設備の管理・点検・改善措置。消火器など防災設備の点検。避難経路の確保(非常口) ③避難訓練等を実施する。	①日常的に、落下・破損・倒壊防止のために、施設・設備の管理・点検・改善措置。消火器など防災設備の点検。避難経路の確保(非常口) ②避難訓練等を実施する。 ③調理などの火を使う場合は十分注意する。また漏電・放火・子どもの火遊びなど、予期せぬ火災についても、予防対策をする
発生時の対応	①子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断する ②指導員内の役割分担・連携 ③子どもの安全に責任を持って、確実に保護者へ引き渡す ④状況の確認・記録、運営主体への報告	①子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断する ②指導員内の役割分担・連携 ③子どもの安全に責任を持って、確実に保護者へ引き渡す ④状況の確認・記録、運営主体への報告	①子どもの安全最優先にして、自らの安全も確保しつつ、必要な対応を瞬時に判断する ②指導員内の役割分担・連携(火災の内容によっては初期消火、避難・人員確認、負傷者救出、119番通報、消火活動) ③子どもの安全に責任を持って、確実に保護者へ引き渡す ④状況の確認・記録、運営主体への報告

『日本の学童ほいく』購読及び普及・拡大のお願い

今日、学童保育と入所児童が増え続け、今後も激増することが予測される中で、私たちが学童保育づくり運動のなかで大切にしてきたことを守り・発展させて、よりよい学童保育をつかっていく課題は大変重要です。そのためのとりくみや運動、実践を発展させていくために欠かせない月刊『日本の学童ほいく』の役割は、ますます大きくなっています。



『日本の学童ほいく』は全国学童保育連絡協議会の機関誌であり、学童保育をテーマとする日本で唯一の専門月刊誌です。現在約40000部を発行しています。掲載内容――

- 読者である父母と指導員が自らつくっている雑誌
- 働きながらの子育てに役立つ雑誌
- 指導員の実践に役立つ雑誌
- 学童保育の運動をすすめるのに役立つ雑誌
- 父母と指導員が共感をつくる雑誌

全国連絡会では、広く学童保育関係者にとっていっそう役立つ誌面をめざし、各児童クラブ関係者（指導員・保護者など）のみなさんへ購読・普及拡大のとりくみを、県及び地域連絡協議会を通じて行っています。

鹿児島での購読者は、2002年の40冊から2010年には112冊と倍増し、2014年は177冊と購読数を増やしてきていますが、県内に401の児童クラブ・学童保育所が存在する中で、購読者数は決して多くありません。

購読者数の拡大で、県児童クラブ連絡協議会の財政支援を！
 県連を通じて購読すると購読手数料が、県連に還元されます。
 是非、ご協力下さい！

購読希望の児童クラブ・学童保育所におかれましては、下記申込用紙にて、県連絡会事務局までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

月刊『日本の学童ほいく』購読申込書

下記申込書にご記入（児童クラブ名・購読冊数・送付先・担当者）の上、FAXにて送信していただきますようお願いいたします。

児童クラブ名 (送付先)	(住所) TEL	FAX
購読冊数	(冊数 × 送料)	= 合計
担当者		

送信先：FAX 0995-45-8785

■定価・送料、振込先

※ 定価340円 毎月15日発行
 送料 (年)
 毎月1冊…78円×12月=936円
 2冊…94円×12月=1128円
 3冊…110円×12月=1320円
 4冊以上は無料

※ 振込先
 鹿児島銀行 隼人支店
 普通 932396
 名義：鹿児島県児童クラブ連絡協議会
 月刊誌担当 岩元 順子

※1年分の前納払いを基本とさせていただきます。ご入金後に購読を中止なさる場合でも、返金はいたしかねますのであらかじめご了承ください。

※連絡先 向花小児童クラブ (TEL0995-45-8785) 『日本の学童ほいく』担当 岩元 順子

身近で役立つ『日本の学童ほいく』

『日本の学童ほいく』は学童保育に関わるすべての保護者、指導員に読んでいただきたい雑誌です。

この雑誌は、次のように役立つ雑誌です。



働きながらの子育てに役立つ雑誌です

毎号の特集では、「子どもとけんか」「子どもの発達」「わが家の子育て」など、日頃、保護者の悩みや子育ての話題を取り上げ、保護者・指導員のレポートや専門家のアドバイスなどを載せています。また、共働きやひとり親で子育てをする保護者の率直でリアルな声がたくさん載っています。

さらに、全国の学童保育を紹介するグラビア、子どもの作文、子ども質問コーナー、クイズ、まんが、「空を見上げてみませんか？」など大人も子どもも一緒に楽しめるページもいっぱいあります。



指導員の実践（生活づくり）に役立つ雑誌です

「集団の中での関係づくり」「保護者と指導員の伝えあい」「学童保育の施設や生活環境」など、学童保育の基本に関わるテーマや、学童保育での遊び、宿題、行事など指導員の実践（生活づくり）に役立つ内容がいっぱいです。研究者の理論的な解説なども掲載し、指導員の悩みや疑問に答えています。



保護者と指導員の共感をつくるのに役立つ雑誌です

学童保育を支える両輪ともなる保護者と指導員が、お互いに理解しあい、協力しあう関係を正面から見つめる特集もあります。指導員の実践報告を保護者が読み、保護者の手記を指導員が読むことを通じてお互いの共感が広がる一助になることを願って、編集しています。



学童保育をよくする活動に役立つ雑誌です

「学童保育がほしい」「学童保育をもっとよくしたい」などの課題に応える情報やノウハウを載せています。また、国や自治体の動き、各地での取り組み、そして、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）の催し物など、最新の情報を掲載しています。

学童保育の施策や実態は地域によってさまざまです。『日本の学童ほいく』を通して学童保育の問題や課題を広い視野から見直してみましよう。

月刊『日本の学童ほいく』を 学童保育運動で大切にしているのは

全国連協の機関誌で、日本で唯一の学童保育専門の月刊誌です

よりよい学童保育づくりのために保護者や指導員たちが、各地で運動をすすめています。全国連協は、その全国ネットワークとして1967年に誕生した、学童保育の発展をめざして交流・研究・情報交換をしながら運動する当事者でつくる民間の学童保育専門団体です。

『日本の学童ほいく』は、保護者・指導員のこの願いを実現するために1974年6月に創刊された全国連協の機関誌であり、また日本で唯一の学童保育専門の月刊誌でもあります。



読者である保護者・指導員が自らつくっている雑誌です

毎号、保護者と指導員が書いたレポートがたくさん載っています。一般の雑誌とは違い、子どもを通わせる保護者と指導員を書き手として、働きながらの子育てを応援し、学童保育の充実を願う立場でつくられています。

この立場から、特集の企画は、保護者・指導員で構成する編集委員会です。毎月の特集テーマについて討議を重ねてつくっています。



学童保育をよくする活動の財政を支えています

<本誌の収入が全国連協の財政の9割以上を占めています>

全国連協は、学童保育の制度化と施策の改善を求めて、国や、自治体、関係諸団体、マスコミに対して働きかけています。また、全国の学童保育の情報を収集し、地域の連絡協議会や父母会（保護者会）に情報を提供しています。

『日本の学童ほいく』の売り上げは、こうした活動を財政面でも支えています。全国連協はこの収入によって、事務所を置き、専従職員（現在は正規6人体制）を配置しての活動が可能になっています。



<地域の連絡協議会などへの還元金制度>

本誌の購読を取りまとめている地域の連絡協議会などには、購読部数などに応じて還元金があります。地域の連絡協議会の活動費の大きな財源となっています。なかには、この収入を財源にして、事務所を置き、専従職員を配置して活動しているところもあります。



購読者を広げる6つのポイント



① まずご自分で読んでください

多くの記事が、保護者や指導員が悩みや喜びを綴った内容です。共感できるページが必ずあります。子どもの作文やイラストは見ていて心が和みます。まずは役員・指導員が読み、「みんなに読んでもらおう」と、一歩を踏み出してください！



② 読んでよかったところを紹介し、話題にしてください

「これは『日本の学童ほいく』に出ていたんだけど」「『日本の学童ほいく』ではこんな学童保育が紹介されていたよ」「『日本の学童ほいく』のこの記事が役に立った」など、掲載された内容を通して、父母会（保護者会）で、感想を紹介しあうのも効果的です。指導員は、父母会（保護者会）だけでなく、指導員会や指導員同士の打ち合わせにも、そうした視点で活用しましょう。

各地で開催する研究集会の分科会テーマに関連づけたり、指導員研修会の学びと結びつけたりして、『日本の学童ほいく』の特集や掲載記事を紹介して話題にし、販売するなど定期購読の入り口として大切にしましょう。



③ 一人ひとりの保護者や指導員に直接、お願いして

一人ひとりの保護者や指導員に声をかけてみれば、子育てや保育の悩みが聞け、新たな人間関係ができることもあるでしょう。知りあうことが、仲間づくりの第一歩です。『日本の学童ほいく』を手に、共感の輪を広げましょう。



④ 指導員は、もっといろいろな方法で活用して

指導員は、「講座」を読みあわせる、特集や「実践ノート」を集団で検討する、「たのしいな」を実際に行ってみるなど、さまざまな方法で活用しましょう。

また、保護者に指導員から「いっしょに読みませんか」と声をかけることで、“共に子育てを”の思いも伝わり、関係をつくるよい機会です。ぜひ指導員から保護者にすすめてください。



⑤ 父母会（保護者会）で「全員購読」を決める

この手引きの2ページにある「身近で役立つ『日本の学童ほいく』」でふれたように、本誌を、多くの保護者が読むことで、父母会（保護者会）の共通の話題ができたり、話し合いが深まったり、盛りあがったりします。

また、本誌には還元金があり、学童保育をよりよくしていくうえで欠かせない連絡協議会などの活動を、財政的に支援することができます。



総会の際に「全員購読」を決めている学童保育も少なくありません。できるところから「全員購読」にも取り組みませんか。すでに「全員購読」のところでは『日本の学童

ほいく』を身近なものとする努力を重ね、保護者が集まる機会での読みあわせや感想の出しあいを事前に準備するなど計画的に進めましょう。そして毎年、「なぜ全員購読しているのか」その意義と「全員購読」の継続を確認しましょう。この話しあいをおして、学童保育に対する保護者の願いや課題も深めましょう。

父母会（保護者会）で1冊だけ購読してみんなで回覧しているところもありますが、役員はぜひ、一人ひとりが購読しましょう。また会員全員で購読することを呼びかけましょう。



⑥『日本の学童ほいく』を身近に感じる「投稿」「ポスター」

『日本の学童ほいく』の「読者のひろば」では、本誌を読んだ感想や近況などを募集しています。保護者や指導員が便りを送ってくことで本誌の内容は充実します。同じ地域や学童保育の保護者・指導員のレポートや記事が載ることによっていっそう身近な雑誌となります（「読者のひろば」などに投稿が掲載された方や「こどもランド」クイズの当選者には図書カードを送っています。また本誌の「モニター制度」もぜひご活用ください）。

また、『日本の学童ほいく』のポスター（カレンダー）を学童保育の入口などに貼っておくと、お迎えに来た保護者と話題にでき、意識されるきっかけになります。貼り出せないところでも、父母会（保護者会）の会場に貼り出してはどうでしょうか。



2015年4月号からの特集テーマはこれです！

* 4月号から10月号は特集のタイトルです。11月号以降は特集内容にあったタイトル名をこれからつけます。

4月号	つながりあって、支えあって 働きながらの子育て	10月号	地域とつながる学童保育
5月号	子どもがまんなか学童保育	11月号	子どもとお手伝い
6月号	語りあいの場 それが父母会	12月号	指導員の仕事
7月号	考えよう子どもが過ごす放課後の居場所	1月号	食物アレルギーへの配慮と対処の実際
8月号	子どもとインターネット	2月号	第50回全国学童保育研究集会in大阪
9月号	学童保育の生活づくり—高学年もともに	3月号	子どもの遊びと学童保育の生活



すすめるためのキャッチコピーをつくってみませんか。例えば～

- 「子育ての知恵がいっぱいの一冊は、コーヒー1杯の値段！」
- 「手元があればいつでも読めるMy『日本の学童ほいく』」
- 「元気になる言葉（記事）がいっぱい載ってるよ！」
- 「行き道に読めば元気になれる、帰り道に読めばやさしくなれる」
- 「新しい出会い、人の輪（和）が広がる『日本の学童ほいく』」



連絡会の子育て110番 携帯サイト

発達障害の学習会(霧島市/学童期)
 第H21年度 発達障害の学習会のご案内

☑ 子育て110番
 1 鹿児島県児童クラブ検査
 2 霧島市児童クラブ検査
 3 障害児学童保育所
 4 連絡会・総会・研修会
 5 児童クラブの動き

子育てをサポートします。あなたの声をお聞かせ下さい
 ★子育てについて
 ★学童保育について


☑ 「子育て・子育て」応援団

☑ 子育て「ひろば」(井戸端会議)
 「子育ての話し場」
 ※子どもごと、子育てのこと、意見、おしゃべりetc.

☑ 連絡会行事予定

県児童クラブ連絡会の会員連絡網です。
 最新情報をメール配信します。
 ☑ 登録して下さい☑

県児童クラブ連絡会会員登録



あなたのまわりの緊急診療

☑ 霧島市 小児科・内科の夜間救急診療
 ☑ 鹿屋市内の小児科
 ☑ 鹿児島県小児救急電話相談
 ☑ 県内救急病院連絡先

☑ 鹿児島県児童総合センター

児童総合相談センターは、19歳未満の子ども
 の健やかな成長を図るため、様々な相談や
 障害児の早期療育指導を行う機関です。
 センターには、鹿児島知的障害者更生相談
 所と発達障害者支援センターが併設されてい
 ます。また、大隅地区については、大隅児童相
 談所、大島地区については、大島児童相談
 所、大島知的障害者更生相談所(大島児童
 相談所と併設)があります。

★鹿児島県児童総合相談センター
 TEL 099-264-3003

★発達障害者支援センター
 TEL 099-264-3720

★大隅児童相談所
 TEL 0994-49-7011

★大島児童相談所
 TEL 0997-53-6070

☑ 県内自治体の子育て支援係 ☑

☆鹿児島県 青少年男女共同参画課
 TEL 099-286-2800

☆霧島市 児童福祉係
 TEL 0995-64-0991

☆鹿屋市 子育て支援課
 TEL 0994-31-1134

☆伊佐市 子育て支援係
 TEL 0996-02-1999

「子育て・子育て」応援団

☆宮内児童クラブ
 ☆子育て「ひろば」
 ☆子育ての話し場
 ☆霧島市「子育て連絡会」の本部
 ☆始良町「おしゃべり子育てサポートネット」

☆少子化対策推進委員会
 ☆かこしまこいの県庁

▲戻る

☑ 診療場所:霧島市立医師会医療センター(1
 階外来)始良郡医師会 会員の医師による輪番体
 制

☑ 月曜日～金曜日:午後8時～午後11時(受
 付時間 午後7時30分～午後10時30分)

☑ 土曜・日曜・祝休日:午後7時～午後10時
 (受付時間 午後6時30分～午後9時30分)

☑ 住所:霧島市牟人町松永3320
 TEL 0995-42-1171
 地図
 詳細地図

☑ 日曜・祝日在宅医

☑ 鹿児島県小児救急電話相談

鹿児島県では、夜間におけるお子様の急な病気
 について、看護師が応急処置や医療機関の受診
 の必要性などの助言を行う「鹿児島県小児救急
 電話相談」を開始しています。
 お子様の急な発熱、嘔吐、下痢、腹痛などでわ
 からないことがありましたら、お気軽にお電話くださ
 い。

TEL 099-254-1186

☑ 相談対象者
 概ね15歳未満の子ども

☑ 相談時間
 毎日・夜間 午後7時～午後11時

☑ 相談員
 看護師

☑ お問い合わせ先
 〒890-8577 鹿児島市鶴池新町10番1号
 鹿児島県 保健医療福祉課 地域医療係
 電話:099-286-2693
 FAX:099-286-5928

▲戻る ▼ Go

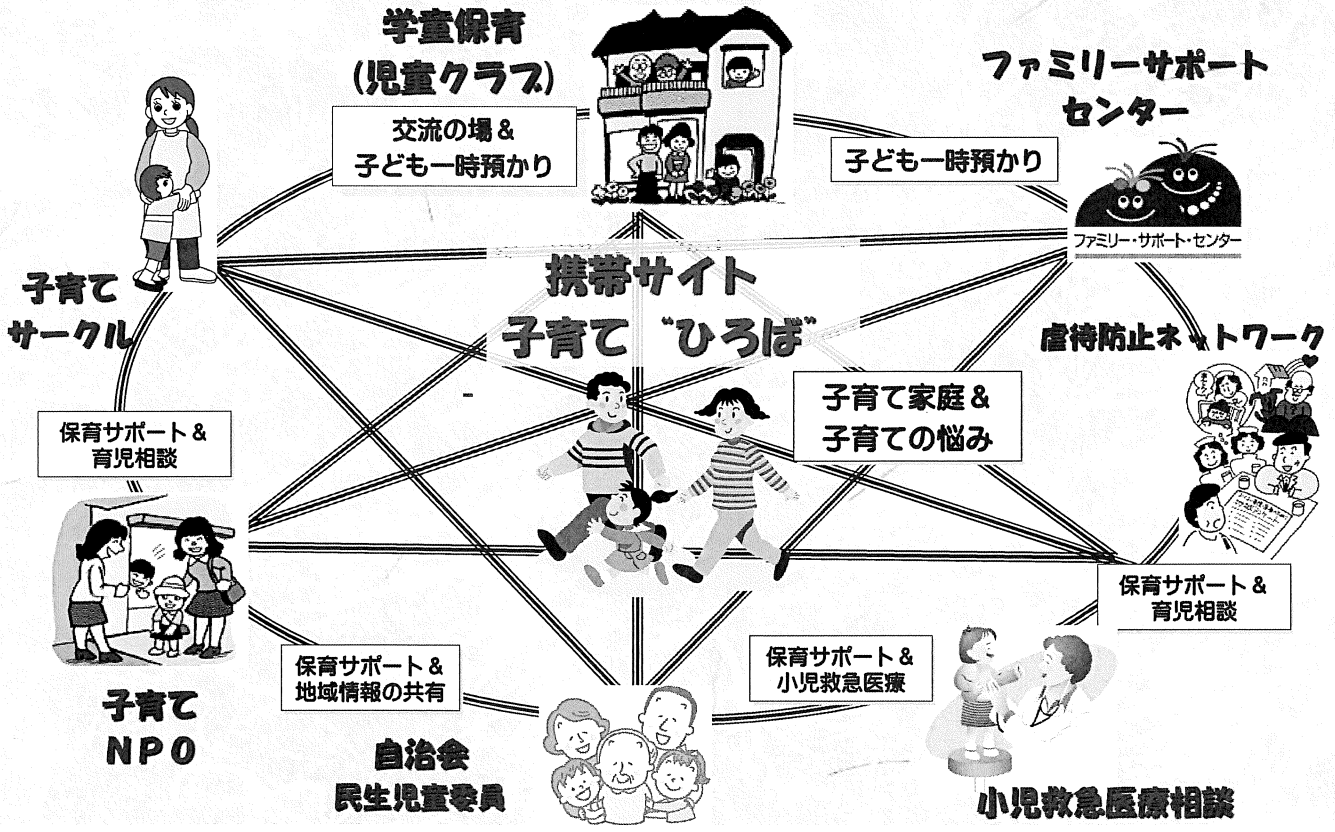
救急病院連絡先

1. 休日当番医検索
2. 救急病院連絡先-1
3. 救急病院連絡先-2
4. 救急病院連絡先-3

戻る



子育て“ひろばづくり”ネットワーク



福祉事務所	施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
鹿屋市・肝属福祉事務所	1 寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
	2 第2寿学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-17-7		0994-41-2568
	3 にしはら学童育成クラブ	893-0064	鹿屋市西原1丁目5-16		0994-45-5215
	4 ことぶき北学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿3-7-19		0994-45-6822
	5 わかば児童クラブ	893-0014	鹿屋市寿4-8-14		0994-44-5234
	6 西原台学童育成クラブ	893-0057	鹿屋市今坂町12405-47		0994-44-6577
	7 鹿屋学童育成クラブ	893-0009	鹿屋市大手町11-17		0994-42-2663
	8 花岡児童育成クラブ	891-2304	鹿屋市花岡町4043		0994-46-3763
	9 二葉児童クラブ	893-0064	鹿屋市西原1丁目16-4		0994-44-6107
	10 第1こぼと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801-1		0994-40-2851
	11 第2こぼと児童クラブ	893-0082	鹿屋市川西町4801-1		0994-40-2851
	12 笠之原児童育成クラブ	893-0023	鹿屋市笠之原町47-7		0994-45-4500
	13 和光児童クラブ	893-0023	鹿屋市横山町1566		0994-48-2931
	14 はらい川児童クラブ	893-0026	鹿屋市祓川町4498		0994-42-2250
	15 エンゼル児童クラブ	893-0013	鹿屋市礼元2-3721-1		0994-43-9353
	16 南部幼稚園学童クラブ	893-0047	鹿屋市下堀町9579-1		0994-44-6850
	17 吾平児童クラブ	893-1101	鹿屋市吾平町上名7681		0994-58-8220
	18 いずみ幼稚園学童クラブ	893-1101	鹿屋市吾平町上名6368-2		0994-58-6893
	19 細山田保育園わんぱく児童クラブ	893-1601	鹿屋市串良町細山田4833-4		0994-62-2026
	20 正徳仲良しクラブ	893-1603	鹿屋市串良町岡崎3445-2		0994-63-2186
	21 上小原児童クラブ	893-1605	鹿屋市串良町上小原2621-3		0994-63-3657
	22 光明児童クラブ	893-0201	鹿屋市輝北町上百引3989		099-486-0562
	23 寿敬心学童育成クラブ	893-0014	鹿屋市寿5-24-16		0994-42-2988
	24 児童育成クラブラビット館	893-0023	鹿屋市笠之原町6-1	ひなぎく保育園	0994-42-4077
	25 青葉・豊栄児童クラブ	893-1613	肝属郡東串良町川西1902番地		0994-63-5533
	26 垂水児童クラブ	891-2104	垂水市田神144番地		0994-32-5650
	27 高山学童クラブ	893-1206	肝属郡肝付町高山前田3839		0994-65-1308
	28 内之浦放課後児童クラブ	893-1402	肝属郡肝付町南方2643-1		0994-67-2349
	29 恵心学童クラブ	893-1207	肝属郡肝付町新富4990		0994-65-3507
	30 あげぼの学童クラブ	893-1203	肝属郡肝付町後田伊東9886-3		0994-65-3816
	31 国見学童クラブ	893-1203	肝属郡肝付町後田3342-1		0994-65-0125
	32 高祐学童クラブ	893-1206	肝属郡肝付町前田3971		0994-65-1155
	33 根占学童ひまわりクラブ	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北1262		0994-24-5343
	34 佐多放課後学童クラブ	893-2601	肝属郡南大隅町佐多伊佐敷4018		0994-26-1233
	35 たしろ学童クラブ	893-2402	肝属郡錦江町田代川原275-1	川原保育園内	0994-25-2037
	36 たけのこ学童クラブ	893-2302	肝属郡錦江町大根占城元517-2		0994-22-1233
	37 ひかり学童クラブ	893-2302	肝属郡錦江町大根占城元4750-3		0994-29-0256
	38 めばえ学童クラブ	893-2301	肝属郡錦江町大根占神川3141-26		0994-22-0768
薩摩川内市・阿久根市	1 可愛児童クラブ	895-0061	薩摩川内市御陵下町4-30	可愛小内	0996-22-8451
	2 永利児童クラブ	895-0007	薩摩川内市百次959-5	永利小内	0996-22-5322
	3 水引児童クラブ	895-1921	薩摩川内市水引町5349-1		0996-26-2376
	4 黒木わいわいクラブ	895-1504	薩摩川内市祁答院町黒木185	黒木小内	0996-55-1960
	5 おかっこ児童クラブ	895-0056	薩摩川内市宮里町3048-9	清水丘保育園内	0996-25-4522
	6 平佐西児童クラブ	895-0012	薩摩川内市平佐町2934-1	ハプテスト川内協会内	0996-22-8250
	7 平佐西児童クラブもちのき館	895-0012	薩摩川内市平佐町2780-19		0996-20-0514
	8 青山児童クラブ	895-0044	薩摩川内市青山町4194	青山幼稚園内	0996-20-0775
	9 亀山児童クラブ	895-0065	薩摩川内市宮内町1680	亀山小内	0996-20-4647
	10 亀山のびのび児童クラブ	895-0065	薩摩川内市宮内町1680	亀山小内	0996-20-4647
	11 川内幼稚園 児童クラブ	895-0012	薩摩川内市平佐町3590-2	川内幼稚園	0996-20-1280
	12 市比野児童クラブ	895-1202	薩摩川内市樋脇町市比野2805	市比野幼稚園内	0996-38-1490
	13 育英児童クラブ	895-0072	薩摩川内市中郷1丁目41-12		0996-22-2188
	14 城上児童クラブ	895-0213	薩摩川内市城上町4515		0996-30-1555
	15 樋脇白ゆり児童クラブ	895-1202	薩摩川内市樋脇町塔之原3618-1	樋脇小内	0996-37-3166
	16 東郷児童クラブ	895-1106	薩摩川内市東郷町斧淵299-6		0996-42-1740
	17 里きらきら児童クラブ	896-1101	薩摩川内市里町里1910		09969-3-2838
	18 錦光こすもす少年クラブ	895-2201	薩摩郡さつま町求名2735-7		0996-57-0882
	19 恵光学童クラブ	895-2202	薩摩郡さつま町中津川1629		0996-57-0845
	20 えいしん児童クラブ	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城	屋地1546-3	090-9560-0555

福祉事務所		施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
出水市・川薩福祉事務所	1	大川児童クラブ	899-1741	阿久根市大川8287		0996-74-0053
	2	脇本児童クラブ	899-1131	阿久根市脇本8050-1		0996-75-0339
	3	阿久根学童クラブ	899-1615	阿久根市琴平町68-1	中央児童館	0996-72-3161
	4	山下児童クラブ	899-1604	阿久根市山下963-17		090-6776-3110
	5	鶴川内児童クラブ	899-1603	阿久根市鶴川内3310		0996-72-1271
	6	養護学童クラブ ガッツ	899-1611	阿久根市赤瀬川2486-1	B&G体育館内	0996-72-3607
	7	折多児童クラブ	899-1601	阿久根市折口4352-1		090-5478-9124
		阿久根市社会福祉協議会	899-1626	阿久根市鶴見町167		0996-72-3800
	8	出水児童クラブ	899-0204	出水市麓町9-13 出水小内		0996-63-1216
	9	西出水児童クラブ	899-0133	出水市西出水町1050		0996-63-8240
	10	第2西出水児童クラブ	899-0133	出水市西出水町1008番地		0996-63-8215
	11	東出水児童クラブ	899-0203	出水市上鯖淵1866	東出水小学校内	0996-63-6137
	12	米ノ津児童クラブ	899-0132	出水市下知識町1584	米ノ津小学校内	0996-67-4800
	13	米ノ津東児童クラブ	899-0123	出水市下鯖町630-2		0996-67-5975
	14	児童クラブ まなづる	899-0208	出水市文化町991-2		0996-63-8249
	15	あいぽーと	899-0138	出水市住吉町32-38		0996-79-3976
	16	しもづる児童クラブ	899-0405	出水市高尾野町下水流2759-18		0996-82-0820
	17	高尾野児童クラブ	899-0402	出水市高尾野柴引2084	慈光幼稚園内	0996-82-2171
	18	野田児童クラブ	899-0501	出水市野田町上名6034-1	野田幼稚園内	0996-64-9130
19	川床保育園	899-1212	出水郡長島町川床981-2	社会福祉法人南嶺社	0996-87-0048	
	出水市社会福祉協議会	899-0217	出水市平和町97	社会福祉会館内	0996-63-2140	
霧島市・伊佐市・始良福祉事務所	1	ふれあい児童クラブ	895-2511	伊佐市大口里1842-2	みどり保育園内	0995-22-2611
	2	山野児童クラブ	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター	0995-22-1166
	3	羽月児童クラブ	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター	0995-22-1166
	4	曾木児童クラブ	895-2441	伊佐市大口曾木1827-1		0995-25-2155
	5	牛尾児童クラブ	895-2501	伊佐市大口木ノ氏1278-12		0995-22-0989
	6	勝蓮寺学童保育クラブ	895-2701	伊佐市菱刈町前目781		
	7	田中児童クラブ	895-2705	伊佐市菱刈町重留1526-2	田中保育所内	0995-26-1016
		伊佐市シルバー人材センター	895-2522	伊佐市大口大島1109	シルバー人材センター	0995-22-1166
	1	国分北児童クラブ	899-4351	霧島市国分新町1332		0995-47-5600
	2	青葉児童クラブ	899-4301	霧島市国分重久2105-1		0995-45-7800
	3	国分西児童クラブ	899-4322	霧島市国分福島3-21-48		0995-48-8086
	4	向花小児童クラブ	899-4353	霧島市国分向花町16-14-6		0995-45-8785
	5	ミルキー児童クラブ	899-4332	霧島市国分中央5-2-7		0995-45-8432
	6	ドリームクラブ	899-4311	霧島市国分清水1-25-45		0995-46-0789
	7	児童クラブユニコーン	899-4332	霧島市国分中央2-4-3	ふれあいの郷2階	0995-47-3525
	8	上小川児童クラブ	899-4316	霧島市国分上小川896-1		0995-71-0850
	9	ほのぼの児童クラブ しげひさのおうち	899-4301	霧島市国分重久738-1		0995-47-1093
	10	ほのぼの児童クラブ はなむれのおうち	899-4301	霧島市国分重久422-2		0995-45-1048
	11	あおばキッズ児童クラブ	899-4351	霧島市国分新町1366	青葉幼稚園	0995-47-7811
	12	にじの橋みなと学童クラブ	899-4332	霧島市国分中央5丁目13-70-9		0995-45-1080
	13	にじの橋城山学童クラブ	899-4331	霧島市国分城山4-6		070-5695-2484
	14	こくぶみなみ児童クラブ	899-4463	霧島市国分下井2109-1		0995-47-3525
	15	NPO法人「ラルゴ」	899-4322	霧島市国分福島1丁目1-25-1	こどもセンター内	0995-47-1572
	16	新光保育園学童クラブ	899-4351	霧島市国分新町1丁目17-3	(新光保育園)	0995-45-0397
	17	なないろ児童クラブ	899-4325	霧島市国分松木町19-14		0995-48-7716
	18	ふくしま児童クラブ	899-4322	霧島市国分福島2丁目36-34		0995-73-5081
	19	白蓮児童クラブ	899-6402	霧島市溝辺町竹子866		0995-59-2362
	20	高陵寺児童クラブ	899-6401	霧島市溝辺町有川508		0995-59-2321
	21	陵南児童クラブ	899-6404	霧島市溝辺町麓1244-1		0995-58-4649
22	横川町放課後児童クラブ	899-6303	霧島市横川町中ノ204		0995-47-0280	
23	至宝学童クラブ	899-6301	霧島市横川町上ノ4503-1		0995-73-2371	
24	わんぱくランド	899-6603	霧島市牧園町高千穂3617-406		0995-78-3017	
25	牧園にこにこ学童クラブ	899-6507	霧島市牧園町宿窪田1372-2		0995-76-1364	
26	中津川児童クラブ	899-6505	霧島市牧園町持松976		0995-79-2779	
27	大窪児童クラブ	899-4201	霧島市霧島川北246		0995-57-0202	
28	スジャータークラブ	899-4201	霧島市霧島田口807		0995-57-1482	
29	すめら学童クラブ	899-4201	霧島市霧島田口2512-6		0995-57-0527	

福祉事務所		施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
福祉事務所	30	とみくま児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝340		0995-43-8513
	31	宮内児童クラブ	899-5121	霧島市隼人町神宮3-4-1		0995-43-8135
	32	日当山児童クラブ	899-5115	霧島市隼人町東郷1-187		0995-42-8000
	33	小野児童クラブ	899-5101	霧島市隼人町小田2468-1		0995-43-6645
	34	姫城児童クラブ	899-5111	霧島市隼人町姫城1-249		0995-43-0366
	35	クローバー保育園児童クラブ	899-5102	霧島市隼人町真孝2400-3		0995-43-3672
	36	学童保育のびのび	899-4501	霧島市福山町福山4930-2	牧之原保育園内	0995-56-2867
	37	福山児童クラブ	899-4501	霧島市福山町福山3150-1		0995-55-2651
	1	加治木児童クラブ	899-5231	始良市加治木町反土2955		0995-62-4320
	2	柁城児童クラブ	899-5214	始良市加治木町仮屋町248		0995-62-5666
	3	錦江児童クラブ	899-5222	始良市加治木町錦江町74		0995-62-6039
	4	竜門児童クラブ	899-5203	始良市加治木町小山田1368		0995-62-1113
	5	高井田児童クラブ	899-5241	始良市加治木町木田4872-2		0995-63-5043
	6	おおぞら保育園	899-5204	始良市加治木町日木山1101-2		0995-63-5076
	7	児童クラブ 第1風の子園	899-5421	始良市東餅田2608-1	建昌保育園内	0995-55-5611
	8	児童クラブ 第2風の子園	899-5421	始良市東餅田2608-1		0995-55-5611
	9	あすなろ児童クラブ	899-5431	始良市西餅田3397-5	興教寺保育園内	0995-65-2177
	10	児童クラブかがやき	899-5431	始良市西餅田61-6		0995-66-0816
	11	児童クラブけんぜん	899-5651	始良市平松4069-3		090-2397-8500
	12	児童クラブ スマイル	899-5432	始良市宮島町45-8		0995-65-2095
13	よねやま児童クラブ	899-5411	始良市鍋倉634-4		0995-66-0260	
14	三船児童クラブ	899-5404	始良市永瀬41番地		0995-65-2830	
15	山田児童クラブ	899-5543	始良市下名60		0995-65-2531	
16	エミール児童クラブ	899-5431	始良市西餅田2803-1		0995-65-1515	
17	おおぞら保育園(始良)	899-5431	始良市西餅田3593-9		0995-73-7199	
18	にしあいら児童クラブ	899-5656	始良市西始良1丁目39-27		0995-73-6381	
19	重富児童クラブ	899-5651	始良市平松5327-2		0995-73-7397	
20	大楠児童クラブ	899-5302	始良市蒲生町上久徳2250番地		090-5742-8811	
21	にしうら児童クラブ	899-5306	始良市蒲生町西浦815番地	西浦小学校内	090-2507-6640	
1	速澄児童クラブ	899-6104	始良郡湧水町川西800-1		0995-75-2040	
2	栗野町児童クラブ	899-6207	始良郡湧水町米永411-1		0995-74-1811	
志布志市・曾於市・曾於福祉事務所	1	るんびにクラブ	899-8102	曾於市大隅町岩川6591	覚照保育園	099-482-1672
	2	岩川学童クラブ	899-8102	曾於市大隅町岩川5565	岩川保育園	
	3	太陽の子クラブ	899-8212	曾於市大隅町月野2243-1	太陽の子保育園	0994-82-2927
	4	カラーサンガクラブ	899-8212	曾於市大隅町月野3659-1	正心保育園	0994-82-3302
	5	げんきぼクラブ	899-8103	曾於市大隅町坂元481-31	大隅北保育園	
	6	スジャータクラブ	899-8105	曾於市大隅町段中町	大隅中央幼稚園	
	7	楽習クラブ	899-4101	曾於市財部町南俣1-3	しやら保育園	0986-72-0223
	8	きらり南学童クラブ	899-4101	曾於市財部町南俣5229-3	きらり保育園	0986-75-1211
	9	きらり北学童クラブ	899-4101	曾於市財部町南俣5229-3	きらり保育園	0986-75-1211
	10	末吉中央児童クラブ	899-8605	曾於市末吉町二之方6257	末吉小学校内	0986-76-0340
	11	諏訪児童クラブ	899-8606	曾於市末吉町深川12451-3		
	12	深川児童クラブ	899-8606	曾於市末吉町深川7222		
	13	憶児童クラブ	899-8608	曾於市末吉町南之郷6761-1		
	14	柳迫児童クラブ	899-8606	曾於市末吉町深川2311-2		
	15	岩北児童クラブ	899-8601	曾於市末吉町岩崎4458-2		
	16	なんこう放課後児童クラブ	889-7305	曾於郡大崎町假屋1555-2		099-476-0025
	17	おおさき放課後児童クラブ	899-7305	曾於郡大崎町仮宿1862		099-476-0049
	18	学童寺子屋クラブ	899-7301	曾於郡大崎町菱田1293-5		099-477-1568
	19	ちびっこ学童クラブ	899-8313	曾於郡大崎町野方6095-38		099-478-3662
志布志市福	1	新橋児童クラブ	899-7601	志布志市松山町新橋1564		099-487-2146
	2	黍野児童クラブ	899-7601	志布志市松山町黍野547-1		099-487-8154
	3	尾野見児童クラブ	899-7603	志布志市松山町尾野見41-1		099-487-9545
	4	志布志第1児童クラブ	899-7102	志布志市志布志町帖6398	志布志小内	099-472-0544
	5	志布志第2児童クラブ	899-7102	志布志市志布志町帖6398	志布志小内	099-472-0544
	6	香月児童クラブ	899-7104	志布志市志布志町安楽188		099-472-1369
	7	安楽児童クラブ	899-7104	志布志市志布志町安楽1769		099-472-0098
	9	たちばな児童クラブ	899-7211	志布志市志布志町内之倉3354-4		099-479-1200

福祉事務所		施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
福祉事務所	10	あゆみジュニアスクール	899-7103	志布志市志布志町志布志1214		
	11	伊崎田児童クラブ	899-7401	志布志市有明町伊崎田8851		099-474-1851
	12	有明児童クラブ	899-7402	志布志市有明町野井倉1182		099-474-1850
	13	太陽の子児童クラブ	899-7402	志布志市有明町野井倉8547-4		099-474-1506
	14	蓬原児童クラブ	899-7402	志布志市有明町蓬原815		099-475-1921
	15	のがみ児童クラブ	899-7512	志布志市有明町野神3143-2		099-475-1920
	16	宇都育心児童クラブ	899-7511	志布志市有明町原田2298		099-475-0105
いちき串木野市・日置市福祉事務所	1	串木野中央学童クラブ	896-0054	いちき串木野市日出町11477		0996-33-3131
	2	橘学童クラブ	896-0069	いちき串木野市浜ヶ城12283-3		0996-32-9886
	3	照島学童クラブ	896-0053	いちき串木野市照島5296-4		0996-32-3270
	4	学童クラブ「市来っ子」	899-2101	いちき串木野市大里3731	市来保育園	0996-36-2166
	1	みのり学童クラブ	899-2311	日置市東市来町養母13246-3		099-274-9416
	2	フレンド	899-2201	日置市東市来町湯田2231		099-274-0260
	3	子どもの家学童クラブ	899-2503	日置市伊集院町妙円寺1-64-1		099-273-5161
	4	わんぱく児童クラブ	899-2511	日置市伊集院町下神殿1953		099-272-2670
	5	太陽クラブ	899-2504	日置市伊集院町郡2056		099-273-1277
	6	つつじが丘フレンドクラブ	899-2513	日置市伊集院町麦生田2024-41		099-273-1160
	7	清光学童クラブ	899-2501	日置市伊集院町下谷口1899-3		099-273-4457
	8	飯牟礼児童クラブ	899-2522	日置市伊集院町飯牟礼910		099-273-1632
	9	日吉放課後児童クラブ	899-3101	日置市日吉町日置3450-2		099-292-3279
	10	和田児童クラブ	899-3311	日置市吹上町和田2116		099-296-3012
11	花田児童クラブ	899-3301	日置市吹上町中原2847		099-296-2111	
12	常楽寺児童クラブ	899-3303	日置市吹上町湯ノ浦2592		099-296-2167	
13	村長の家児童クラブ	899-3303	日置市吹上町湯之浦2758		099-296-5303	
14	伊作児童クラブ	899-3301	日置市吹上町中原2847		099-296-2111	
南さつま市・枕崎市・指宿市・川辺・指宿福祉事務所	1	万世学童クラブ	897-1123	南さつま市加世田高橋2765		0993-53-3203
	2	内山田フレンドクラブ	897-0004	南さつま市加世田内山田2397	キッズランド児童館	0993-52-3634
	3	サンユウ児童クラブ	897-0002	南さつま市加世田武田17444-5	加世田保育園	0993-78-3090
	4	のびやかクラブ	897-1124	南さつま市加世田宮原1206	益山保育園	0993-52-3021
	5	もりもりクラブ	899-3611	南さつま市加世田津貫6550		0993-55-2132
	6	阿多スクールキッズ	899-3511	南さつま市金峰町宮崎4104-5	阿多保育園内	0993-77-0775
	7	妙見児童クラブ	898-0063	枕崎市妙見町751	妙見保育園内	0993-72-0613
	8	別府児童クラブ	898-0086	枕崎市別府西町136	別府保育園内	0993-76-2003
	9	わんぱくクラブ	898-0051	枕崎市中央町261	立神保育園内	0993-72-0315
	10	児童クラブわかば	897-0302	南九州市知覧町郡16758-2	大心寺二葉保育園	0993-83-2228
	11	中央児童クラブキッズ	897-0305	南九州市知覧町瀬世5383-8		0993-84-0628
	12	明光児童クラブ	897-0304	南九州市知覧町東別府20788		0993-85-3292
	13	大徳寺児童クラブ	891-0911	南九州市知覧町塩屋28883		0993-86-2027
	14	魚見児童クラブ	891-0404	指宿市東方11018-11		0993-22-2830
	15	げんきっず	891-0315	指宿市岩本2808		0993-25-2020
	16	ひばり児童クラブ	891-0402	指宿市十町543		0993-22-5254
	17	こうこうクラブ	891-0313	指宿市新西方725		0993-25-2861
	18	わんぱくキッズ	891-0403	指宿市十二町2338-5		0993-22-5558
	19	池田児童クラブ	891-0312	指宿市池田3880		0993-26-2116
	20	ひまわり会	891-0311	指宿市西方4692-4		0993-25-2021
	21	徳光児童クラブ	891-0513	指宿市山川岡児ヶ水15-3		0993-35-0903
	22	たいせい児童クラブ	891-0515	指宿市山川小川649-1		0993-35-2275
	23	開聞児童クラブ童夢	891-0603	指宿市開聞十町2807-3		0993-32-2100
	24	川尻マンゴーくらぶ	891-0602	指宿市開聞川尻5677		0993-32-2488
	25	大川キッズクラブ	891-0704	南九州市頰娃町別府6597-3		0993-38-0131
	26	青戸児童クラブ	891-0705	南九州市頰娃町上別府4567		0993-39-0236
	27	九玉児童クラブ	891-0703	南九州市頰娃町御領3450-2		0993-36-0595
	28	勝縁児童クラブCOSMOS	891-0701	南九州市頰娃町郡11334-7		0993-36-0102
西之表市	1	榕城児童クラブ	891-3101	西之表市西之表9786		0997-23-0217
	1	奄美小学童クラブ	894-0022	奄美市名瀬久里町15-10	奄美小内	0997-53-1611
	2	名瀬小児童クラブ	894-0023	奄美市名瀬永田町1-1		0997-52-0074
	3	あおぞら児童クラブ	894-0006	奄美市名瀬小浜町14-1	伊津部小内	0997-52-0980
	4	学童クラブたんぽぽ	894-0046	奄美市名瀬大字小宿900	小宿小内	0997-54-8845

福祉事務所		施設名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
奄美市	5	菜の花学童クラブ	894-0772	奄美市名瀬西仲勝1201-3	大川小内	0997-53-4738
	6	第1ひまわりクラブ	894-0061	奄美市名瀬朝日町31-2		0997-52-1288
	7	第2ひまわりクラブ	894-0061			0997-52-1299
	8	住用オレンジクラブ	894-1116	奄美市住用町摺勝610	東城小内	090-2718-2954
	9	赤木名保育所内学童クラブ	894-0513	奄美市笠利町大字外金久28-1		0997-63-0043
	10	笠利聖母保育園	894-0622	奄美市笠利町大字笠利882		0997-63-8664
		古仁屋児童クラブ	894-1508	大島郡瀬戸内町古仁屋805	古仁屋小内	090-7922-2691
徳之島 事務所 福祉課	1	伊仙児童クラブ	891-8293	大島郡伊仙町大字伊仙3508		0997-86-2157
	2	にこにこキッズ	891-7101	大島郡徳之島町亀津3334	亀津保育園	0997-83-2477
	3	なかよしトロ	891-7102	大島郡徳之島町亀徳1637番地1	亀徳保育園	0997-83-3232
	4	母間クラブ ペンギン村	891-7426	大島郡徳之島町母間3900番地		0997-84-1340
	5	朝戸児童館	891-9304	大島郡与論町朝戸1772番地		0997-97-4735
	6	なかよしクラブ	891-9301	大島郡与論町茶花2002-1		0997-97-4696

鹿児島市児童クラブ一覧（2015年5月1日現在）

No	小学校区	児童クラブ名	所在地	電話番号
1	川上小	川上	川上町314-4	099-244-8393
2	吉野小	吉野	吉野町2445	099-244-6845
3	〃	吉野第二	吉野町3046-3	099-243-4466
4	〃	吉野第三	吉野町2677-1	099-243-1120
5	吉野東小	吉野東	吉野町5203	099-243-9771
6	〃	吉野東第二	吉野町6060-3	099-244-3121
7	〃	吉野東第三	吉野町6060-3	099-244-0087
8	大明丘小	大明丘	大明丘一丁目5-20	099-244-3770
9	坂元小	坂元	玉里団地三丁目45-1	099-220-7826
10	坂元台小	坂元台	西坂元町58-2	099-248-3346
11	清水小	清水	清水町8-15	099-248-1326
12	〃	清水第二	春日町9-12	099-248-4649
13	大龍小	大龍	大竜町11-44	099-248-1320
14	山下小	山下	西千石町15-5	099-227-2748
15	草牟田小	草牟田	城山二丁目3-1	099-226-6356
16	原良小	原良	永吉一丁目14-16	099-259-3832
17	〃	原良第二	原良三丁目5-8	099-803-2934
18	明和小	明和	明和二丁目1-1	099-281-2013
19	〃	明和第二	明和二丁目1-1	099-803-5350
20	武岡小	武岡	武岡二丁目30-1	099-281-6348
21	〃	武岡第二	武岡二丁目30-1	099-282-1881
22	武岡台小	武岡台	武岡五丁目37-2	099-281-3757
23	西田小	西田	薬師二丁目179-6(1階)	099-285-5403
24	〃	西田第二	薬師二丁目179-6(2階)	099-251-8171
25	武小	武	武一丁目35-31(1階)	099-254-9462
26	〃	武第二	武一丁目35-31(1階)	099-255-2265
27	田上小	田上	田上五丁目11-14	099-255-6336
28	〃	田上第二	田上五丁目12-1	099-258-3761
29	西陵小	西陵	西陵三丁目33-15	099-281-2136
30	〃	西陵第二	西陵三丁目33-15	099-281-2166
31	広木小	広木	広木一丁目1-80	099-275-5353
32	〃	広木第二	広木一丁目4-1	099-265-2605
33	中洲小	中洲	上之園町28-1	099-206-8650
34	荒田小	荒田	荒田一丁目30-27	099-206-0166
35	八幡小	八幡	下荒田三丁目25-1	099-254-9477
36	〃	八幡第二	下荒田三丁目25-1	099-258-9621
37	中郡小	中郡	郡元二丁目4-6	099-254-4918
38	紫原小	紫原	紫原二丁目24-2(1階)	099-259-1335
39	〃	紫原第二	紫原二丁目24-2(2階)	099-259-1337
40	西紫原小	西紫原	紫原三丁目50-18(1階)	099-285-6550
41	〃	西紫原第二	紫原三丁目50-18(2階)	099-285-3810
42	鴨池小	鴨池	真砂本町59-28	099-206-1110
43	〃	鴨池第二	真砂本町59-28	099-803-3936
44	宇宿小	宇宿	宇宿四丁目29-16	099-265-5584
45	向陽小	向陽	向陽一丁目14-1	099-265-3135
46	〃	向陽第二	向陽一丁目14-1	099-803-3384
47	伊敷小	伊敷	伊敷五丁目19-1	099-229-1870
48	花野小	花野	花野光ヶ丘二丁目2-16	099-228-0491
49	西伊敷小	西伊敷	西伊敷四丁目12-1	099-228-6488
50	伊敷台小	伊敷台	伊敷台五丁目20-20	099-229-5160
51	〃	伊敷台第二	伊敷台四丁目20-1	099-220-6020
52	玉江小	玉江	下伊敷一丁目35-1	099-220-5721

No	小学校区	児童クラブ名	所在地	電話番号
53	〃	玉江第二	下伊敷一丁目35-1	099-228-2882
54	小山田小	小山田	小山田町9398	099-238-2177
55	犬迫小	犬迫	犬迫町5745	099-238-0051
56	皆与志小	皆与志	皆与志町4351	099-238-2004
57	東桜島小	東桜島	東桜島町17	099-221-2700
58	谷山小	谷山	谷山中央一丁目4389-ハ(1階)	099-267-6523
59	〃	谷山円明庵	谷山中央一丁目5027-3	099-269-3669
60	〃	谷山第三	谷山中央一丁目4389-ハ(2階)	099-260-0131
61	西谷山小	西谷山	上福元町6651-1	099-267-5616
62	東谷山小	東谷山	魚見町123-7	099-268-6700
63	〃	東谷山第二	東谷山二丁目21-24	099-269-8882
64	和田小	和田	和田一丁目33-26	099-267-4134
65	錦江台小	錦江台	下福元町9236-5	099-261-9668
66	〃	錦江台第二	錦江台一丁目70-1	099-262-2248
67	福平小	福平	下福元町8019-4	099-262-3190
68	〃	福平第二	平川町791	099-803-4063
69	錫山小	錫山	下福元町11528-7	099-263-2831
70	中山小	中山	中山二丁目34-1	099-264-3415
71	〃	中山第二	中山二丁目34-1	099-264-3480
72	〃	中山第三	中山二丁目32-21	099-268-3141
73	〃	中山第四	中山二丁目34-1	099-808-0006
74	桜丘西小	桜丘西	桜ヶ丘二丁目30-17	099-264-2164
75	〃	桜丘西第二	桜ヶ丘二丁目35	099-264-7717
76	桜丘東小	桜丘東	桜ヶ丘六丁目13-1F	099-275-2614
77	〃	桜丘東第二	桜ヶ丘六丁目13-2F	099-264-3220
78	星峯西小	星峯西	星ヶ峯四丁目9-1	099-264-0006
79	〃	星峯西第二	星ヶ峯四丁目9-1	099-275-4110
80	星峯東小	星峯東	星ヶ峯一丁目42-1	099-264-0645
81	宮川小	宮川	皇徳寺台四丁目11-1	099-275-2642
82	皇徳寺小	皇徳寺	皇徳寺台一丁目18-3	099-275-0350
83	平川小	平川	平川町4375	099-803-3971
84	吉田小	吉田	西佐多町789-2	099-295-2603
85	本名小	本名	本名町2738-1	099-294-3662
86	宮小	宮	宮之浦町932-1	099-294-2777
87	本城小	本城	本城町1696	099-294-1152
88	牟礼岡小	牟礼岡	牟礼岡一丁目3-2	099-294-8905
89	桜洲小	桜洲	桜島小池町55	099-293-2434
90	桜峰小	桜峰	桜島松浦町355	099-293-3676
91	瀬々串小	瀬々串	喜入瀬々串町3500	099-347-0081
92	中名小	中名	喜入中名町976	099-345-0112
93	喜入小	喜入	喜入町6993	099-345-1223
94	前之浜小	前之浜	喜入前之浜町7076-2	099-343-0074
95	松元小	松元	上谷口町987-1	099-278-0660
96	春山小	春山	春山町1820-7	099-278-0085
97	〃	春山第二	春山町1824-2	099-803-3867
98	石谷小	石谷	石谷町1385-2	099-278-1145
99	郡山小	郡山	郡山町2519-5	099-298-4010
100	南方小	南方	川田町1415	099-298-7044
101	花尾	花尾	花尾町170	099-298-7811

2015年 社会福祉法人及び学校法人等

No	小学 校区	施設名	法人名	所在地	電話番号
1	清和	清和児童クラブ (竹之迫保育園)	(社福)泉心会	鹿児島市中山町4943-3	099- 267-5591
2	清和	学童クラブペコちゃん (ペコちゃん保育園)	(社福)愛和会	鹿児島市東谷山五丁目28-21	099- 268-3081
3	松原	大谷幼稚園学童クラブ	(学)鹿児島大谷 学園	鹿児島市新町2-7	099- 223-6615
4	伊敷	リバーサイド伊敷 (伊敷保育園)	(社福)伊敷福祉会	鹿児島市伊敷七丁目8-20	099- 229-8851
5	清水	同胞学童クラブ (同胞保育園)	(社福)鹿児島県 社会福祉事業団	鹿児島市柳町3-20	099- 222-2654
6	川上	学童保育すみれクラブ (城ヶ丘保育園)	(社福)川上福祉会	鹿児島市川上町3472	099- 213-9069
7	名山	名山小児童クラブ	保育所みなと大通り園	鹿児島市山下町16-12	099- 222-1776
8	和田	西谷山保育園和田分 学童保育	(社福)正聖会	鹿児島市和田二丁目2-1	099- 260-0221
9	中山	中山 小羊児童クラブ	(宗法)日本バプテスト 鹿児島キリスト教会	鹿児島市中山二丁目16-16	099- 266-1357
10	荒田	ブリリアント児童保育	NPO法人 Familiar	鹿児島市荒田一丁目7-10	099- 251-9700
11	清水	放課後児童クラブ ハピ ネス	NPO法人 かごしまハピネス	鹿児島市池之上町8-6	090-9301-7116
12	八幡	こどもえんチャットンのお うち児童クラブ	こどもえんチャットンのお うち	鹿児島市下荒田三丁目28-12	099- 206-7739
13	山下	山下Genkids	NPO法人 かごしま保育クラブ	鹿児島市平之町10-1	099- 226-9466
14	西谷山	西谷山保育園学童保 育	(社福)正聖会	鹿児島市西谷山二丁目8-16	099- 269-5075

●問い合わせ：FAX送信先

鹿児島県児童クラブ連絡協議会事務局（青葉児童クラブ内）

〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久 2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

ホームページ：<http://m-jidouclub.com/krijidouren-index.htm>



携帯サイトです。
ブックマークに登録を！